

令和2年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価の
あり方に関する検討会（第1回） 議事録

◆日時：令和3年1月21日17時30分～20時05分

◆出席者：荒井委員、阿部委員、大塚委員、片谷委員、勢一委員、関島委員、田中委員、錦澤委員、
山本委員

◆説明員（ヒアリング対象者）：

愛知県 永井氏、（一財）日本風力発電協会 眞鍋氏、北九州市 北尾氏、（公財）自然エネルギー財団 大林氏、（公財）日本自然保護協会 大野氏、（公財）日本野鳥の会 浦氏

【事務局】

定刻となりましたので、これより第1回再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会を開催いたします。

本日は、御多忙中にもかかわらず、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

事務局の環境省環境影響評価課の森田でございます。しばらく進行させていただきます。

まず、初めに、開会に先立ちまして、環境省大臣官房環境影響評価課課長の堀上、経済産業省産業保安グループ電力安全課長の田上から御挨拶を申し上げます。

【環境省（堀上）】

環境省環境影響評価課長の堀上です。本日は、皆様、お忙しいところ、再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会、第1回会合に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、今週でありますけれども、18日ですが、菅総理大臣の施政方針演説におきまして、2050年カーボンニュートラルが宣言されまして、世界に先駆けて脱炭素社会を実現するべく取組みを進めるという発言がございました。環境省といたしましても、この目標の達成に向けて、地域の理解の下で、地域の環境に配慮しながら、再生可能エネルギーの最大限の導入を円滑に促進できるように取組みを進めているところであります。

環境影響評価につきましても、早い段階で、事業の実施に伴う環境影響を把握すること、地域住民等の意見を聞いて、その理解を得ること、それによりまして、円滑な事業の実施に資するという考え方に基づいて制度を運用しているところであります。

そういう中ですが、昨年12月1日に内閣府特命担当大臣主催で開催されました再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォースにおきまして、環境影響評価法の対象となる風力発電所の規模要件等に関する課題が指摘されました。迅速に措置することが求められているところでございます。こうした背景を踏まえまして、この検討会におきましては、環境に配慮した再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方について御議論をいただきたいと考えております。

まず、第1回のこの会議では、ヒアリングを関係の団体の方々からさせていただきたいと考えておりますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【経済産業省（田上）】

経済産業省で電力安全課長をしております田上と申します。本日は、先生方、お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

今、堀上課長からもありましたように、政府全体として、2050年カーボンニュートラルを実現していくためには、やはり再生可能エネルギー、特に風力の導入拡大というのは重要な政策的な課題だと認識しています。

一方で、我々も発電所のアセスをやっている中では、やはり導入拡大に伴って、住民の方々から、一部、御不安な声もいただくということは事実でございます。そういう発電所のアセスにおいて、

導入拡大と住民の方の理解をどういうふうにも両立させていくかといった点については、やはり国民的な合意をしっかりと得ていく必要があると思います。

先ほどありましたように、昨年の河野大臣のタスクフォースで非常に厳しい宿題をいただきましたが、本日、関係者の方にお集まりいただいて、合理的な方向性を見いだしながら進めていきたいと思っておりますので、皆さん、短期間ではございますが、精力的な御議論をお願いしたいと思っております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

本日の資料は、現在、画面に表示しているとおりです。

なお、本資料については、事前にウェブページに掲載しております。

続きまして、本日の検討会は第1回目の会議でございますので、委員の先生方の御紹介をさせていただきます。

東京農業大学地域環境科学部准教授、荒井歩委員。

【荒井委員】

荒井でございます。ウェブから参加します。よろしくお願いいたします。

【事務局】

早稲田大学法学部教授、大塚直委員。

【大塚委員】

大塚でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】

桜美林大学リベラルアーツ学群教授、片谷教孝委員。

【片谷委員】

片谷でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】

西南学院大学法学部教授、勢一智子委員。

【勢一委員】

勢一です。よろしくお願いいたします。

【事務局】

新潟大学農学部教授、関島恒夫委員。

【関島委員】

関島です。よろしくお願いいたします。

【事務局】

法政大学社会学部教授、田中充委員。

【田中委員】

田中充です。よろしくお願いいたします。

【事務局】

電力中央研究所上席研究員、阿部聖哉委員。

【阿部委員】

阿部です。よろしくお願いいたします。

【事務局】

東京工業大学環境・社会理工学院准教授、錦澤滋雄委員。

【錦澤委員】

錦澤です。よろしくお願いいたします。

【事務局】

小林理学研究所理事長、山本貢平委員。

【山本委員】

山本です。よろしくお願いします。

【事務局】

それでは、次に、座長を選出させていただきます。事務局といたしましては、これまでの御経験などを踏まえ、大塚先生にお願いをしたいと考えておりますが、皆様方、御了承いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【事務局】

ありがとうございます。

これより先の議事進行については、大塚座長にお願いしたいと思います。

それでは、大塚座長、よろしくお願いいたします。

【大塚座長】

僭越でございますけれども、検討会の座長を務めさせていただきたいと思います。

規模要件が特に問題になっておりますが、環境に配慮した再生可能エネルギーの導入をどうやって行っていくかということを考えるために、本日は、多方面の方々の意見を伺って、それを踏まえて、今後議論を深めていきたいと思っております。

リモート会議になりますけれども、スムーズな議事進行に御協力いただけますよう、どうぞよろしくお願いいたします。座らせていただきます。

では、次に、2の議事でございますけれども、（1）検討会の設置についてでございます。（1）再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会の設置について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、資料1-1、検討会開催要綱について、時間も限られておりますので、要点のみ説明させていただきます。詳細は資料を御覧ください。

本検討会の開催内容につきましては、環境影響評価法の対象となる風力発電所の規模要件等について、風力発電所に係る環境影響評価の現状を踏まえ、環境に配慮した再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方を検討するものでございます。

検討会の事務は、環境省大臣官房環境影響評価課及び経済産業省産業保安グループ電力安全課において処理することとさせていただきます。

会議の公開につきまして、本検討会は、原則として公開とさせていただきます。

以上でございます。

【大塚座長】

では、時間もございませんので、すぐ次に行きますが、（2）環境影響評価法の対象とする風力発電所の規模の検討の経緯について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

環境省環境影響評価課の會田でございます。私から、再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方について御検討いただくのに先立ちまして、風力発電所の環境アセスについて、これまでの状況や取組みを含めて御説明させていただきます。

御参画いただいている皆様は既に御承知のことと思いますが、広く関心を寄せられておりますので、改めて環境アセスメント制度の目的につきまして、おさらいさせていただきます。

環境アセスメント制度は、事業の実施の際、あらかじめ事業者自らが、事業がもたらす影響について見積もって、その結果を公表して、関係者の意見を聞いて、よりよい事業計画をつくり上げていこうという制度。事業を計画する段階で、公開のプロセスでコミュニケーションを行っていくというパブリックコンサルテーションのための制度となっております。

我が国の環境影響評価制度につきましては、環境影響評価法が平成11年に施行されまして、これまで718件の事業が手続を実施しております。風力発電所につきましては平成24年に対象事業に追

加されまして、現在、手続終了が115件、手続中が313件となっております。

この風力発電所を環境影響評価法の対象事業とした経緯につきまして、御説明させていただきます。先ほど御紹介したとおり、環境アセスメント制度は早い段階で事業の実施に伴う関係影響を把握すること、また、地域住民等の意見を聞いて、その理解を得ることというコミュニケーションのツールとなっておりますので、この環境アセスメントを実施することで、円滑な事業の実施に資するという考え方に基づいて、環境影響評価法の対象としたというところでございます。

下段に検討会の報告書がございますが、当時、騒音、動植物、景観など、様々な環境影響に関する懸念の声、苦情などが問題となっておりました。そうした背景を踏まえまして、透明性の高い環境影響評価という公開のプロセスを確保することによって、住民の理解と受容が一層進んで、風力発電所の健全な立地が促進されるというところを目指したものでございます。

また、風力発電所は新しい事業種でした。これまでに環境アセスメントの実績があった事業種、道路や鉄道といった事業種に比べて、環境影響に関する情報が非常に少なかったということで、これも懸念や不安の声が多かった原因と考えております。このため、経済産業省、環境省、両省では、技術的な知見や考え方を取りまとめたガイドや指針等を作成して、これまで風力発電所の環境アセスメントが円滑に進むように取り組んできたところでございます。下の表に記載されているのは1例でございますが、このような様々なガイドブックや指針等で、円滑なアセスメントに取り組んできたところでございます。

再生可能エネルギーの最大限の導入、冒頭にも両課長よりお話をいただきましたが、第五次エネルギー基本計画におきましては、御承知のとおり、再生可能エネルギーの主力電源化が明記されております。

また、パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略におきましては、円滑な導入に向けた取組みを引き続き積極的に推進、地域と共生を含めた長期安定的な電源としていくための取組みを着実に進めると閣議決定されているところでございます。

このような風力発電所の環境アセスメントにつきましては、一層の導入促進のために迅速化が重要とされてきております。これは平成25年6月に日本再興戦略におきましても、風力発電所は環境アセスメントを迅速化していこうということで位置づけられておりまして、3から4年程度かかる手続期間の半減を目指すと言われております。これを踏まえまして、環境省、経済産業省連携の下で、国による審査期間の短縮の取組みと事業者による調査期間の短縮の取組みをこれまで進めてきたところでございます。

環境アセスメントの迅速化の審査期間の短縮及び事業者さんの調査期間の短縮、これらの取組みを続けてきまして、上段、迅速化前には43から55か月かかっていたと言われる手続が最近のそれぞれのプロセスを平均化して並べたものになりますが、平均的な事例として約30か月といったところまで、迅速化の取組みが成果を上げているところでございます。

個別の事業について見てみますと御覧のような形となっております、迅速化の取組みを開始して以降、配慮書から手続を始めて、準備書が終了した38の事例のほとんどでアセス期間の短縮が実現しているという状況でございます。

また、具体的な調査期間の短縮の取組みとして、環境省で力を入れて取り組んでまいりました環境アセスメントデータベース、EADASというデータベースがございます。これは地域の自然環境に関する情報や地域の社会環境に関する情報につきまして、一元的にデータベースとして提供しております。環境アセスメントに関わる様々な主体、事業者さん、住民、自治体の各皆さんがそれぞれアクセスすることが可能となっております。

環境アセスメントデータベースでは、事業を検討する初期の段階で配慮が必要となる環境情報をあらかじめ確認することを可能としまして、環境影響のリスクの低減が図れるという効果を目指しております。また、風況や送電線などの事業化検討に必要な情報や、土地利用や海域利用など、先行利用者の情報、レーダー施設であったり、防衛関連施設であったり、様々な先行利用者の情報に

についても収録しておりまして、早期の確認や調整を可能となるように注力しているところでございます。

また、風力発電における鳥類のセンシティブティマップでございます。こちらにもEADASに収録されている情報でございます。風力発電の導入に当たって、鳥類への影響、いわゆるバードストライクについても懸念の声が高まっております。こうした点についても配慮が必要となってきます。このため、事業者さんが立地を検討する初期の段階で、鳥類への影響のリスクが高い区域をあらかじめ把握することで、鳥類への影響や、また、事業のリスクの低減を図ることが可能と考えております。左側の陸域版は平成30年3月に公開、右側の海域版につきましては、令和2年3月に公開してございます。

また、こうした情報を活用しまして、環境省では、風力発電に係るゾーニングの取組みを進めてございます。事業計画が立案される前の早期の段階で、地方自治体さんが主導となって関係者の協議の下、再生可能エネルギー導入を促進し得るエリア、環境保全を優先すべきエリアなどを設定するゾーニングを行う事業に取り組んでいます。

また、これまでの取組みの成果を平成30年に、風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアルとして策定いたしまして、令和2年に改訂したところでございます。

地方公共団体がこのような個別事業に先立って、地域で調整を行いつつ、ゾーニングを実施することで、地域住民等は早期の段階から、地域における風力発電の在り方の検討に関与できる。また、事業者さんは、具体的な見通しを持って事業を計画できると。そういった効果を期待しているところでございます。

これまで、このゾーニング可能性検討モデル事業、もしくは導入可能性検討実証事業という形で取り組んでいただいた自治体さんは、御覧の自治体さんになります。16の地方公共団体でゾーニングに取り組んでいただいていたところでございます。

このような取組みにつきましては、地球温暖化対策推進法の見直しの議論におきましても取り上げられておりまして、地域の脱炭素化に向けた地方公共団体の取組みとして、真ん中の赤囲みにございますけれども、このようなゾーニングの取組みをさらに政策的な支援を行って進めていくべきだと検討会で御指摘いただいているところでございます。

このような背景の中、風力発電所の対象事業の規模要件につきまして、改めておさらいさせていただこうと思います。まず、平成23年、風力発電所が環境影響評価法の対象の事業となったときの検討の概要がこちらになります。

このような騒音・低周波音の影響もしくは動植物・生態系への影響等の声を聞きまして、環境影響や苦情の発生状況等から、規模要件、1万キロワットと設定されたところでございます。

これにつきまして、平成30年には、エネルギー基本計画で、風力発電設備の導入を短期間で円滑に実現できるように、規模要件等についても検討するようという旨が記載されたところでございまして、平成30年に検討会を設置しまして、検討したところでございます。このときには、規模要件を見直すに足る根拠となるデータが不足しているということから、稼働後にどのような影響が生じていたかという事後調査結果が重要ということと、環境影響評価のプロセスを経ることで、どのように円滑に地域に事業が入れたか。要は、紛争の発生状況がどのように変化したか、そういった情報をきちんと調べていくことが必要ということで取りまとめられたところでございます。

これを踏まえまして、規模要件の見直しに向けて、まず、事業者さんの協力を得ながら、左下にございますが、稼働後の環境影響の把握について御協力いただいているところ。また、風力発電所に関する地域の理解の状況に関する把握。例えば、環境影響評価手続を通じて懸念の声が出ていたのが、稼働後、どのようになっているかといったような情報を、事業者、団体さんと協力しながら調査を進めているところでございます。

より一層の円滑な風力発電の導入を通じた再エネの主力電源化に向けて、我々としましても、継続的に地域の理解を促進し、継続的な情報の公開の取組みを促進していくということが重要だと考

えております。

したがいまして、①番、事後調査結果の積極的な活用の促進ということで、地域住民や地方自治体とコミュニケーションを図れるように、事後調査結果をしっかりと取りまとめて公表していきたい。また、先行事例の共有と活用の促進ということで、風力発電事業は新しい事業ということもごさいますので、多くの先行事例の情報を取りまとめることによって、後続の事業者や地域住民等と共有することで、さらに理解が促進できるものと考えております。このような取組みを進めるために、引き続き事業者様と連携して、情報の収集に努めていきたいと考えているところでございます。

以上がこれまでの風力発電所と環境アセスメントについての検討状況として御報告させていただきます。

【大塚座長】

ありがとうございました。環境省の今までの取組みをお話いただきました。

では、ここで御意見をお伺いすることもあり得るんですが、時間が足りませんので、申し訳ないですけど、次に行きますので、後で何かございましたらどうぞ質問いただきたいと思います。

では、次に、(3) 関係者ヒアリングということでございまして、本日は、6 団体から順次御説明いただきたいと思います。それぞれ10分程度お話をいただくということで、10分厳守をお願いしたいと思います。事務局から7分後に1回、9分後に2回、ベルを鳴らすと聞いておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、順番をお願いします。まず、資料3-1のヒアリング資料、一般社団法人日本風力発電協会様から御説明をお願いいたします。

【眞鍋説明員】

ただいま御紹介いただきました日本風力発電協会の眞鍋でございます。本日はこのような機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、早速ですが、資料に従って説明させていただきます。申し訳ありませんが、着席させていただきます。

次のページに移らせていただきます。弊協会の紹介を簡単にさせていただきます。基本理念のところでも赤く書かせていただいているんですが、全ての関連産業、企業が結集して、日本の風力発電産業の健全な発展を図るために、2010年の4月1日に風力発電事業者懇話会と合併し、現在に至ります。

会員構成は、風力発電に係る全ての業種452社・団体が会員として加盟して、現在、運営しております。

次のページに移らせていただきます。

弊協会では、菅総理が宣言されました「2050年カーボンニュートラルの実現」を目指し、明確な中長期導入目標を設定し、風力発電の普及拡大に取り組んでおります。

目標としましては、2030年、洋上風力10ギガワット、陸上風力18ギガワット、2040年、洋上風力30から45ギガワット、陸上風力35ギガワット、2050年、洋上風力90ギガワット、陸上風力40ギガワットの中長期の導入目標を設定しております。

特に、先月15日に開催された洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会において、官民一体となって取り組むべき導入目標値として、赤字で書かせていただいておりますが、「2030年：洋上風力10GW」、「2040年：洋上風力30～45GW」という目標値が正式に位置づけられました。

次のページに移らせていただきます。日本における風力発電の導入量ですが、グラフで示させていただいたとおりでございます。太陽光発電の導入量が5,000万キロワットを超えて、世界で第3位の導入量を誇っております。対して、風力発電は435万キロワットで、世界で19位の導入量であり、世界ではほとんどの国が風力発電のほうで普及拡大、量として進んでいるんですが、日本では遅れているという状況でございます。

次のページに移らせていただきます。それでは、なぜ風力発電の国内導入が遅れているかという

ことで、克服すべき重要な課題について4点ほど挙げさせていただいております。

1点目は、系統制約の克服が必要である。2点目として、環境アセスの所要期間の長期化の解消。3点目として、その他の規制・制度の不断の見直しと緩和。4番目としまして、主力電源化のカギを握る洋上風力発電の大量導入。4番目に関しましては、分かりづらいんですが、補足させていただきますが、基本的に価格をもう一段、キロワットアワーの価格ですね。供給する風力発電からキロワットアワーの価格を下げなきゃいけないという中で、まだ市場が未成熟なため、産業サプライチェーンの形成が、産業として、キロワットアワーのコストを下げるための力がないと。ここを大量導入によって転換させるということで、官民協議会で今、協議を進めているところでございます。

本日は、2番目の環境アセスの所要期間の長期化の解消について、説明させていただきます。

次のページに移らせていただきます。風力発電に係る環境アセスの現状と問題点ということで、現状について説明させていただきます。

1ポツ目としまして、JWPAのアンケート調査結果では、審査案件のアセス期間は、全案件平均で4.3年を要しております。アセス法対象化前のアセス手続を行った複数事例の所要期間は、自主アセスで1年2か月から1年9か月であるというふうにアンケート調査の結果が出ております。

2ポツ目なんですが、アセス法の施行から、風力発電事業の環境アセスの審査案件数は年々増加し、8年間で延べ350件を超えている状況でございます。先ほど環境省様の報告にもあったように、断トツで他の電源よりも審査案件が多いという状況でございます。

問題点としまして、まとめさせていただいております。

1ポツ目、環境アセスに長期間を要することで、風力発電事業は事業の実施に関わる様々なリスクを抱えたまま、先行費用負担を余儀なくされているという状況でございます。

2ポツ目としまして、環境アセスの長期化に伴い、事業開発が遅れることで、他電源に系統枠を確保され、系統への接続が困難になった。そのため、事業化を中断、断念せざるを得なくなり、投資機会の逸失と環境アセス費用を含めた開発コストの損失が生じているようであり、今後も、このような事態が生じるリスクを抱えている状況であるという、こういう問題点を抱えております。

次のページに移らせていただきます。他電源と比べて、風力発電の事業用地と地域特性について、説明させていただきます。特異なところがございまして、風力発電の事業用地は、工業地帯から自然公園地域と極めて多様な地域が事業候補地であり、特に留意を必要とする評価項目を十分に把握し、地域の特性に応じた評価項目、調査内容を選定し、効率的・効果的に調査を実施することが重要であると我々は認識しております。しかしながら、現在、工業地帯でも山間地域と同等の現地調査を審議会等の御意見により求められており、アセスメント期間の長期化とコスト増が生じているのが現状でございます。

次のページに移らせていただきます。このような発電事業の特性を踏まえますと、現行の対象事業規模を見直し、対象事業規模を諸外国と同等レベルである「第一種事業50,000kW以上」に見直しただき、その上で、スクリーニングを有効に活用するという制度をお願いしたいと思っております。

次のページで、その中身に関して説明させていただきたいと思っております。三角で図式化させていただいているんですが、5万キロワット以上を法アセスにしまして、環境に与える影響が大きいという御意見を関係者からいただいたところに関しましては、スクリーニングにより法対象にすると。例えば、リプレースとか、現地の市町村の方々も十分風力発電を見ていただいております、環境影響に問題ないと判断していただきましたら、JWPAの環境アセスガイドに沿って、市町村の協力を得て、地域との合意形成、環境への影響の低減をしっかりと図って進めていきたいと、こういうような制度にさせていただきたいと思っております。

アセス法対象事業とJWPAの環境アセスガイドによる、事業に関する比較に関しては、こちらの表に書かせていただいているとおりでございます。我々としては、経験的に十分にこのような制度で、しっかり合意形成と環境影響の低減が図れると判断しております。

以上が弊協会からの要望事項となります。

次ページから参考資料なので、ポイントを説明させていただきたいと思います。

我が国の風力発電の開発状況ということで、現時点では、陸上風力11.9ギガワット、171件、洋上風力12.6ギガワット、29件が2030年度までに運転開始する予定で開発を進めている状況でございます。陸上、洋上とも、今後10年間で、年間1ギガワットから2ギガワット程度の認定、導入が見込まれるということで、アセスメントを今、各事業者が進めている状況でございます。

次のページに移らせていただきます。規模要件のカバー率の比較なんです、1万キロワットの法アセスの対象事業への追加検討された時点では、1万キロワットの第一種のカバー率が84%でございました。法アセス施行以降に関しましては、1万キロワットの第一種が98.6%、ほぼ100%に近い状況でございます。5万キロワットでも79.4%という形で、非常に高いカバー率になっているというような状況でございます。

次のページに移らせていただきます。各国におけるアセス制度の適用対象となる風力発電の規模要件について、簡単に記載させていただいております。

アメリカは、こちらに記載したとおり、5万キロワット超、ドイツに関しましては、高さ50メートルを超え、かつ20基。スペインに関しましては、50基以上、または既存風力発電施設から2キロメートル圏内、イギリスに関しましては、5万キロワット以上の陸上風力ということに対象になっておりまして、日本もアメリカとイギリスと同等の5万キロワット以上に規模要件を見直していただき、問題がある、環境に対する影響が大きいと判断したところではスクリーニングにより法アセスの対象にするという制度に改正していただきたいと思いますと思っております。

次のページに移らせていただきます。最後になりますが、弊協会の課題の改善に向けた取組を御紹介させていただきます。環境に重大な影響を及ぼす可能性が高いと、事前に計画の段階で意見された事項に関しましては、運転開始後に、今、重点的に現地調査を実施し、実態の把握に努めております。懸念事項が本当に懸念されたとおりになっているのかということで、こちらを事後調査等の事例の収集ということで継続して、現在、JWPAの会員ホームページに69報告書で事例を挙げさせていただいております。

例えば、騒音に対してどういう問題があったか、どういう影響があったか、渡り鳥に対してどういう影響があったかというような事例を現地調査して、実態を把握して、報告書をまとめて報告させていただいております。このような事後調査結果等を定量的に分析して、風力発電施設に関する効果的・効率的な環境影響ガイドをまとめて策定しておりまして、現在、その充実を図っております。

次に、最後になりますが、国等への働きかけ・コミュニケーションの活性化を図っていききたいと思っております。風力発電の環境に及ぼす影響について理解を深めていただくために、各種の活動を現在実施しております。例えばですが、低周波音に対する懸念の声が上がりましたので、こちら、関係資料の作成・配布をして、勉強会も開催して、御理解を賜っているところでございます。

また、渡り鳥や猛禽類のバードストライクに対する懸念の声も聞きましたので、我々としては、環境保護団体の方と一緒に現地調査をして、実態の把握を努める等、このような諸活動をして、コミュニケーションの活性化、御理解をお願いしているところでございます。

簡単ですが、御清聴ありがとうございます。以上でございます。

【大塚座長】

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、公益財団法人の自然エネルギー財団様から御説明をいただきたいと思います。

【大林説明員】

大塚先生、ありがとうございました。委員の皆様、本日はこういったお時間いただきまして、大変ありがとうございます。私の資料の提出が遅れたので、なかなか準備がままならなかったんじや

ないかなと思います。大変失礼いたしました。

環境省におかれましては、私ども、河野大臣の下で、再生可能エネルギーの規制改革に関してもタスクフォースをお手伝いさせていただいております。その場で取り上げました環境影響評価と風力の規模要件のことにつきまして、早速こういった場を設けていただきまして、大変ありがとうございます。私ども自然エネルギー財団は、自然エネルギーに基づいた社会を実現するために2011年に設立された団体でございます。こちらのほうでも様々、規模要件につきまして御提案させていただいておりますので、本日はそういった観点からお話をさせていただきたいと思います。

1枚めくっていただけますでしょうか。何より、やはり自然エネルギーの拡大ということで考えますと、目的の一つには気候危機を回避するためということがございます。こちら、お見せしておりますのは、世界の科学者が集まって、気候変動の影響であるとか緩和策であるとか、あるいはどうやって回避するのか。そういったような研究を行っておりますIPCCの報告書でございますが、大幅な超過排出を回避するシナリオでは、2030年に電力の5から6割を自然エネルギーにするということが提案されております。気候変動の回避には、自然エネルギーの大規模な促進が必要ということでございます。

なお、IPCCは、御存じかと思いますが、気候変動の進捗により生態系が非常に大きな影響を受けると。死滅する種も現れる、そういったことを言っております。

また、生物保護の国際的な団体でありますIUCNに関しましても、レッドリスト等を出しておりますけれども、そこで挙げられております絶滅危惧種のうち、10分の1が気候変動の影響を直接受けている、そういったようなスタディを出しております。

そういう形の中では日本でもやはり自然エネルギーを大規模に促進していくことが必要と考えております。こちらは2030年の政府の戦略、現状の政策が進んだら、そして、持続可能な気候危機を回避できるシナリオに沿ったらということで、3つ、グラフを並べさせていただいておりますけれども、この中でもやはり2030年、日本が45%以上、自然エネルギー電力に高めていくことが必要ということになっております。この中でも、やはり風力発電の果たす役割は非常に大きいと私どもは考えております。

1枚めくっていただきますでしょうか。次が2050年のシナリオでございますけれども、御案内のとおり、先ほど事務局からも御説明ございましたとおり、10月26日に菅総理大臣が、2050年までのカーボンニュートラルということを宣言なさいました。日本はこれから全速力で、2050年に二酸化炭素排出、実質ゼロということを実現していかなければならないわけですが、その中でもやはり自然エネルギーの果たす役割が今まで以上に重要になってくるということが言われております。

私どもは、実は自然エネルギーで100%賄うシナリオというのを計算しておりますけれども、その中で、陸上風力の果たす役割が、非常に小さくて、大変見えにくくて申し訳ないんですが、例えば、水素の輸入が50%ありますよといったようなケースでも、陸上風力の割合というのが88ギガということで、今の20倍以上ということになっております。さらには洋上風力に関しましては、こちら非常に大きな導入量が必要と、そういったようなシナリオを出しております。

次のスライド、お願いいたします。そういった中で、世界では風力発電が順調に伸びてきておりまして、2000年の36倍ということで、例えば、太陽光で比べますと、世界だともう200倍、何百倍以上ということになっているんですが、風力発電の場合は、価格競争力がございますので、2000年にはあらかじめ17ギガワット入っていたということで、伸びが36倍になります。

日本も2000年の38倍、4ギガワットということなんですけれども、御案内のとおり、太陽光発電に比べまして、非常に少ない。太陽光発電は今、62ギガ以上入っておりますので、特に2010年以降、停滞気味であるということが気になるところでございます。こちらはその時々に入った新しい政府の政策というのを赤で書かせていただいておりますけれども、特にやはり2012年に固定価格買取制度が導入されまして、自然エネルギーの発電がこれから伸びていくということが期待されたわけですが、すぐ、なかなか厳しい環境影響評価が適用されまして、風力の伸びがある程度止

まってしまったということが言えるのではないかと考えております。

次のスライド、お願いいたします。先ほど風力協会からも御説明ございましたけれども、日本の風力拡大を阻む課題というのは、決して環境影響評価が、それが主要な課題であるとは考えておりません。むしろ系統連携の問題であったり、土地の制約の問題、そういったものがございまして、ただ、土地の制約の一つとして、やはり環境影響評価への対応も固定価格買取制度導入時から現時点まで、ほとんど風力発電の導入が増えない大きな要因というふうに言えるのではないかと考えております。

こちらにも既に御説明ございましたけれども、やはり一番問題なのが手続期間の長期化ということかと思えます。今ある風力発電事業者が現地調査を行いまして、様々、こういった形で事業を遂行できるかといったような情報を集めて、それを出すということを行っているわけですが、既存の生態系などに関する情報が少ないので、一つ一つの風力発電の事業の案件で時間をかけた調査が必要となっております。

さらには、地元の、地域の条例アセスと言われるものですが、各分野の専門家で構成される審査会等から事後的に指摘を受け、追加調査を求められるリスクがありますので、そういったことを考慮しますと、事業者判断で調査項目の合理化・絞り込みを進めることがなかなか容易ではないということがございます。

現在、義務的な詳細アセス、こちらにも事業者さんから説明がございましたけど、対象が98.6%ということで、ほぼ全ての風力発電所が課題に直面している状況でございます。

次のスライドをお願いいたします。実はこちら、私ども自然エネルギー財団が2017年、ほぼ4年前に出させていただきました風力発電の導入拡大に向けた土地利用、環境アセスメントについての報告書と提言書でございます。こちらのほうに、日本の場合は風力が1万キロに対しまして、火力が15万キロということを挙げさせていただいております。それは先ほど環境省からも説明ございましたけれども、土地改変面積の観点で、火力発電の規模要件の敷地面積と同程度の風力発電の規模として1万キロを考慮すべきという意見があったということが挙げられております。

ただ、やはり風力と火力を比べて、15万に対して、風力は1万キロというのは非常に違和感を感じるところでございます。ただ、諸外国のほうで、1万キロ以上の5万キロ、10万キロというような例があるという話もあるんですけれども、こちらにも同じ報告書に載せておりますけれども、例えば、米国、ドイツ、フランス、スペイン、米国、中国の例でございますが、実は5万キロ以上というのは、通常アセスの規模要件でございまして、それ以下の風力発電に関しましても、上記以外、全ての事業が簡易的なアセスの規模要件に値するという事で、別の制度を外国にはきちっとそろえて、そこから通常のアセスに行く。そういったような形を取っております。

次のスライド、お願いいたします。私ども自然エネルギー財団は、気候危機や自然エネルギーに基づいた社会をつくるということを目指して活動しておりますので、当然、環境保護が主要な目的の一つとなっております。そういった意味では、環境省から説明がありました環境影響評価の重要性ということは非常に認識しております。

日本で風力発電を大量に導入していく、今後、何十ギガワットという形で導入していくためには、風力発電事業の透明性ととともに、パブリックアクセプタンスを高めていく必要があると考えております。こちらは環境省が説明していただいたことと同じで、環境影響評価に関しては、その一つとして非常に重要な手続であると考えております。

そして、風力事業にとって、環境保護の観点から欠かすことができないということはもちろん、手続の抜け穴を防いでいく必要がありますので、それをきちっと守っていくこと自体が風力発電事業全体のアクセプタンスの向上につながっていくという、好循環を生むと考えております。ただ、現状では、風力発電もなかなか進まず、義務的な、儀礼的なというか、そういったアセスメントが課せられるということで、手戻りもあるという、そういった非効率性があるのは事実かと思えます。

課題解決の方向性として、私どもが提案したいと考えておりますのは、詳細アセスを義

務的に実施する風力発電所、いわゆる第一種事業の規模要件の引上げ。こちらは風力発電協会と同じように考えております。

しかしながら、こういった規模要件を引き上げるわけですが、やはり簡易アセスメントの法改正に向けて早急な検討を開始すべきと考えています。本来であれば、こういった簡易アセスの準備というのが過去10年間、15年間の間、20年間なされているべきで、それが望ましかったわけですが、まだそれがなされていない状況の中で、これから法改正に向けてやっていく場合には、ある程度のインターバルがあって、準備期間が必要となつてまいります。その間なんですけれども、簡易なアセスメント手続を新設するが、詳細アセスの要否を判定するスクリーニングも実施していくということが必要ではないかと思っております。

ただ、現状のスクリーニングですと、詳細アセスに行くのか、そうじゃないのかという判断をしているだけとなると伺っておりますので、ここに環境省も関与しながら、新しい何らかのシステムをつくっていくことがふさわしいだろうと思っております。

先ほどお話のありましたJWPAの事業アセス、自主アセスでございますけれども、こちらに関しても何らかの形で、正式なプロセス、法的に位置づけるのはなかなかすぐには難しいかと思いますが、そういったものも簡易アセスが入るまでの暫定的な措置として何らか位置づけて、今ある案件についてもアセスを行いながら進めていくことがふさわしいのではないかというふうに考えております。

この簡易アセスの考え方なんですけれども、様々な議論があるかと思いますが、これから検討を始めてということになると思うんですけれども、本来であれば、やはり環境アセスメント、簡易アセスメント、風力事業を行っていく際には、何らかの地域との対話であるとか、単なる説明会ではない意見交換会であるとか、地域の環境をきちっと見ながら事業を進めていくというプロセスが必要ですので、本来であれば、下限値というのは、実はないのではないかというふうに私個人は考えております。ですので、1万キロワット以上だとか7,500だからとか、そういった形ではなくて、下限値なく簡易アセスができるような。もちろん今まで見て、既に簡易アセスすら必要ないというプロジェクトに関してはスクリーニングで変えていく。そういったような可能性があり得るのではないかと思います。

その前提といたしまして、環境省からも環境基礎情報データベース、こういうふうにやっていますというお話があったんですけれども、やはりまだまだ十分ではないし、認知度も低いかと思います。特に、国が進めるべきではゾーニング制度でございまして、先ほど実証で16自治体とお話あったんですけれども、市だけで考えますと、日本の場合は700以上の市があるということです。これは全国的なゾーニングの設定をやっていくということが、まず急務なのかなと思いますので、これも同時並行的にやっていくと。

さらには、事業者さんも、先ほど、今までの知見をウェブサイトなどに載せて蓄積しているという話があったんですが、多くの市民が触れられるような形で、ウェブにそれが載せられることが望ましいですし、特定の事業者に限ることなく、全ての事業者がそういったアセスを行った報告書について公開を進めていくということを前提にしていきたいと考えております。

次のページ、お願いいたします。これは、私どもが2017年に出した課題解決の方向性ということで先ほど説明したものなんですけど、これから全然進歩していないというのが現状の状況かなというふうに思いますので、やはり国の歩みは遅いというふうに言わざるを得ないと考えております。

次、お願いいたします。こちらのほう、環境省さんからもお話ございましたが、この環境影響評価情報支援ネットワークをさらに活用していくということで、環境影響評価図書の公開、事例統計情報を公開しているんですけど、縦覧期間終了後の図書公開というのは、事業者の協力を得てということになっておりますが、少なくとも、事業期間終了後までは、全事業情報の公開とすべきと考えております。

これは海外の様々な例で、風力発電が鳥に与える影響とか、そういったものを国が組織をして、

科学的な調査を行ったものでございますが、鳥や、ほかの生態系に与える影響についても国が主導して、科学的な調査をちゃんと進めていく必要があるのではないかと私どもは考えております。

御清聴どうもありがとうございました。

【大塚座長】

どうもありがとうございました。

それでは、資料3-3、ヒアリング資料4、日本自然保護協会様から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【大野説明員】

御紹介いただきました日本自然保護協会の大野と申します。日本自然保護協会は設立から今年で70年になりまして、その発端は、尾瀬ヶ原の水源開発の問題が発端です。それ以降もエネルギー開発と自然保護の問題に取り組んできました。風力発電の問題についても全国各地で開発されるに伴って、いろんな案件が全国から寄せられております。そういった観点から今日はお話をしたいと思います。

これまでの経緯についてお話がありましたが、環境影響評価法で風力発電が対象になるときにも、日本自然保護協会がヒアリングに呼ばれて意見を述べております。そのときは5,000キロワット以上を対象にすべきという提案をしております。

その後も、平成30年に行われた規模要件の検討の際にも意見を述べております。要件を見直す必要はないということで意見を述べています。内閣府のタスクフォースから、年度内に引上げの方針を求められていますが、今まで検討してきたこれまでの議論を逸脱してた拙速な見直しにならないかということを懸念しております。

そういう意味で、タスクフォースが行われた2週間後、12月15日に日本野鳥の会と日本自然保護協会で意見書を提出しております。今日のお話は、2団体ともこの意見書をベースにした内容になります。詳細は、最後に参考資料3に添付しておりますので、それを御覧いただければと思います。この意見書は、河野大臣にも送っておりますし、環境大臣、経産省大臣にも送っております。

環境影響評価の意義ですが、この場で私が説明するのも釈迦に説法だとは思いますが、丁寧に行うことがとても重要で、それによって住民の方たちの合意、また、ひいては、再エネの導入の促進につながっていくと考えております。今回も期間の短縮ということが言われておりますけども、自然保護団体としては、やはり丁寧にやるのがすごく大事で、ちゃんとした、その地域の自然環境を把握するためにも調査期間を短縮すべきではないということを意見書でも述べております。

今の1万キロワットから5万キロワットに引き上げた場合、仮に、どういう懸念、問題があるかということを御説明したいと思います。

まず、一つは、5万キロワットというものの想定される規模や影響というのが、なかなか想像しにくい。想定した議論をこの場でもしていくべきだと思います。仮に環境省の平成30年検討会の資料を基に簡単に出してみたのですが、1基が5,000キロワット、これは検討会の資料で、海外の情報から、そういった2015年から2020年代には1基が5,000キロワットになっているという予測がありましたので、仮にそれにしてみた場合には、10本程度。実際に3,000から4,000キロワットとかそのぐらいだとしたら、これが本数が増えるということになります。

土地改変面積は20ヘクタール。20ヘクタールというのも一般の方になかなか広さが分かりづらいかなとは思いますが、東京ドーム4.7ヘクタールということは、4個分。そのぐらいの広さのものが山間部と海岸部に造られれば、自然環境は、コウモリ、鳥類や景観の影響というのは大きくなるというのが簡単に想像できるわけです。

次はスクリーニングの話が今までもありました。私たちもスクリーニングをうまく活用すれば、アセスのメリハリがつけられる。やるべきところでちゃんとやる。影響がそれほど少ないところではパスをするということもあると思います。仮に、第一種事業を5万キロワット以上にした場合に、第二種事業というのは、法律の中では、第一種に準じるとされていて、75%、0.75掛けた数値が第

二種事業の範囲になりますので、3.75から5万キロワットが、第二種事業になります。

これが、今、第一種事業で行われているところが第二種になるわけですから、その範囲としては、すごく狭いじゃないかなと。自主アセスのお話も先ほどありましたが、それが3.75以下をカバーするのかどうかだと思いますが、あと、自治体の条例アセスもありますので、そことの兼ね合いが関わってくるかだと思います。

今、1万キロワットからが法アセスなんですけども、そこがスクリーニングにもかからないという状況になってしまいます。

次に条例アセスのほうですが、必ずしも全国で条例アセスが整っている状況ではありません。インターネット等で調べると、この地図の白い県は対象としておりませんので、その未対象の自治体に風力発電施設が集中することになってしまいます。実際に基数ベースでいくと青森が一番多い状況にもう既になっていて、秋田県や岩手県でも増えておりまして、イヌワシのバードストライクの事故があったのも岩手県の釜石になりますので、先ほどの規模要件を上げた場合に、第一種以下、第二種以下が条例でちゃんとカバーされるかという、こういった未対象の自治体に集中してしまうのではないかなという問題があります。あと、条例を変えていく、条例の対象にしていくということには、恐らく各都道府県の都合もありますので時間がかかると思います。その時間がかかる間の空白時間をどう対応していくのか。その経過措置なども必要になってくるかだと思います。

その自主アセスの話が次です。日本風力発電協会で昨年改定された「小規模風力発電事業のための環境アセスメントガイドブック」を参照させていただきました。自主アセスの対象、スモールアセスというふうにも言うておられますが、「環境の程度が著しいものとなるおそれがない小規模の風力発電所」、第一種で言われている「著しい影響があるもの」の、その逆になるわけです。法アセス、条例アセスの対象外のものが自主アセスに該当すると思います。今は1,000キロワット以上のものが自主アセスの対象ですけども、先ほどの3.75万キロワット以下のものが果たしてこれで対応していけるのかどうか、代替の手続になるのかどうかということがとても懸念があります。

例えば、自主アセスでは原則として配慮書、報告書の手続は行わないとなっています。これはどういうことになるかという、計画段階での配慮がなくなり、事後調査、モニタリングがされず、その公表もされないということになりますので、今の法アセスとは大きく異なる手続きになります。

また、インターネットの縦覧が必須でなく、なぜかメールでの受付も書かれていなくて、今の時代からすると、住民の方たちのアクセスとかコミュニケーションがしにくいものなんじゃないかなと思います。

それと、鳥類については、今後も調査の実績を積み重ねていく必要があるとされていますが、事後モニタリングのことを恐らくおっしゃっていると思いますが、報告書の手続はしないとされているので、これもつじつまが合わないなというところが気になりました。

あと、自然保護団体としても、生態系への影響というのはすごく大事ですが、生態系への影響や希少猛禽類についての記載が乏しくて、例えば、環境省の指針「猛禽類保護の進め方」では、二営巣期の調査が必要とされています。それについては書かれておりません。

次に国の役割です。これも専門家の皆さん、もう既に御存じだと思いますが、法律で書かれていることとしては、環境影響評価制度を行う管理運営を行うこと。施策に的確に反映させることが入っているわけです。また、情報の収集・整理・提供などの基盤整備に努めるということが言われています。

法アセスでは大臣意見が出ますが、そのときの視点や立場というものも整理されております。国で定める目標、施策と整合を図ると。例えば、生物多様性国家戦略とか種の保存法というのがここに視点として織り込まれる。また、国際的な視点とか国際条約の実効性を確保する立場。これでよくあるのはラムサール条約の湿地などでの開発の場合ですね。最近ではSDGsとかOECDということが国際的な流れですので、そういうことの意見が言えるのは環境大臣ではないかだと思います。あと、全国的な視野や国民的なニーズを地域横断的な課題に対する立場。これも国として、国だけ

ら言える視点であって、例えば、今後は、防災減災、地域循環共生圏のことなどが環境大臣から述べられることが期待されます。

こういった国の大臣としての視点、立場というのは、やっぱり知事意見ではそういった視点はなくて、今までの知事意見を見ていると、自治体によって、その意見の厳しさというのはばらつきがあります。また、県境をまたいだような広域の影響や累積的な影響というのも恐らく国の視点、環境省の視点というのが大事だと思っています。

あと、EADASの話がこれまでも出ておりますが、環境省が扱う風力発電の事業が減れば、その風力発電に関わる情報が減りますので、そういったEADASの制度や、そういった情報が更新されにくくなる。情報が豊かにならなくなるということが懸念されます。

最後、「おわりに」で、日本自然保護協会は、エネルギー転換の一つの手段として風力発電を、自然環境・生物多様性と両立して進めるべきだと考えています。そのためにも風力発電の影響を回避・低減するためにも環境影響評価法の機能をさらに発揮させるべきだと考えております。

2050年にカーボンニュートラルを目指すことになった今、その要件の見直しではなくて、最優先に求められることは、持続可能な土地利用につながる戦略的環境アセスメントの導入や、社会的合意形成を促すゾーニングの制度設計であると考えております。

規模だけじゃなくて、やはり規模による影響というのは様々ありますので、そのことについては、日本野鳥の会の浦さんからお話があると思います。

以上になります。

【大塚座長】

どうもありがとうございました。

それでは、資料3-4、ヒアリング資料、日本野鳥の会について、御説明をお願いしたいと思います。

【浦説明員】

日本野鳥の会の浦です。本日はこのような場をいただきまして、ありがとうございます。日本野鳥の会としては、再生可能エネルギーの導入の推進自体は否定していないのですが、逆に推進をするためにも、今日、話題に出ているようなアセスの規模要件の緩和をすべきではないという立場で、「風力発電が鳥類に与える影響－環境紛争・規模・立地の観点から－」についてお話をいたします。

まず、風力発電事業における環境紛争の発生に係る出力規模ですが、この環境省のグラフで分かるように、5万キロワット以下でも紛争は多く発生していて、発生割合でみても決して低いものではないということが分かります。

次、お願いします。風力発電事業における環境紛争の発生要因です。これは本検討会の委員の錦澤先生の学生だった畦地さんの研究結果ですが、155の調査対象のうち59件で紛争があったのですが、紛争の要因で最も多いのが野鳥をめぐる紛争が多いということが分かります。

次、お願いします。これは出力5万キロワット以下の風力発電事業におけるアセス図書に対する鳥類保護上の意見書の内容ということで、日本野鳥の会が事業者に提出したのですが、2019年9月から2020年11月、1年2か月の間に5万キロワット以下の計画でも18件、意見書を出しています。どの事業でもここにあるように、希少鳥類や渡り鳥等への影響が懸念されるということで意見書を出していますが、このように規模が小さい事業であっても、野鳥や自然環境への影響の懸念が少ないとは言えないのです。

次、お願いします。そもそも風力発電が鳥類に与える影響とは何かについてですが、大きく3つありまして、まずは衝突死、バードストライクと言われるもので、これはここにいる皆さんは御存じの言葉だと思います。次に生息地放棄と言って、風車が建つとその周りから鳥がいなくなってしまうことや、障壁影響と呼ばれますが、渡り鳥の飛行コースが変わってしまうという影響があります。また、生息地そのものの破壊、消失もあります。

下がオジロワシのバードストライクの写真です。オジロワシのバードストライクは鳥類保全上で非常に問題になっていまして、オジロワシで判明している死因のトップが今、バードストライクと

いうことになっております。

次、お願いします。これはこれまで国内で確認されているバードストライクの発生の数字をまとめたものです。2020年3月までに580羽でバードストライクが確認されています。これは環境省やNEDOの調査と日本野鳥の会の会員さんからの情報などを合わせたものですが、この中で絶滅危惧種で言うとオジロワシのバードストライクが非常に多いということがあらためて分かります。そのほか、一般種でも猛禽類のトビが多く、種群ごとにまとめてみても猛禽類が非常に多いということが分かります。

これは海外でも状況は同様で、猛禽類のほかに、カモメ類やカラス等の仲間でバードストライクが多いということが分かっております。

次、お願いします。これは経産省の調査の結果ですが、5万キロワット以下の風力発電でもやはりバードストライクが起きていまして、このように立地によっても発生頻度に違いがあります。例えば、海岸・平地ですと2万から3万キロワット、山地ですと1万キロワット以下の施設でも影響がかなり出ているということが分かります。また、下のグラフですが、鳥の種群ごとに見ても、海岸・平地で基本的には影響が多いということが分かっております。このように、まず、規模ではなくて、立地によって影響が出やすいということが分かっております。

次、お願いします。オジロワシもそうなのですが、このように規模が決して大きくない風車でもたくさんバードストライクが起きています。立地によるということも分かっていて、下の棒グラフのように、海蝕崖ですとか海岸段丘、内陸の丘陵地などで、オジロワシのバードストライクが多いというのも分かっております。

次、お願いします。海外の知見をまとめるとこれがバードストライクが起りやすい主な地形や環境になります。渡り鳥のルートですとか、急斜面や峡谷にある風車、孤立した風車、海蝕崖の上とか、繁殖地と採食地の間などです。

次、お願いします。これが特に日本で一番影響が大きいのではないかとと思われる風車の立地です。これは環境省がある年に調査したら、9月、10月、11月、各月5日から6日の調査したところ、計57個体のバードストライクが見つかっております。なぜかという、こういった場所は、鳥類をはじめ、生物の利用が非常に多いからです。渡り鳥もいますし、繁殖している鳥もいますし、海と陸を両方使う鳥がいたりして、非常に生物多様性の豊かな場所になっております。

次、お願いします。鳥への影響という、バードストライクばかり注目されがちですが、障壁影響も状況によっては鳥類に対し大きな影響があると考えます。これもやはり立地によって、特に渡り鳥の多い場所に風車を建てることで影響が出るということなのですが、この地図にあるように、鳥が風車を避けて飛んでいることが分かると思います。鳥は基本的に10キロ迂回するのに、その日に使うはずのエネルギーを20%余計に消費するということが、イギリスの研究により分かっております。今後、風力発電が増えるときには、鳥が近隣の風力発電所も避けて飛ぶようになるというように、累積的影響も評価する必要があると考えております。

次、お願いします。こういったバードストライクの発生を避けるためにどのような対策があるかということですが、ブレードに色を塗るとか、ライトアップとか、そういった物理的な対策でバードストライクを減らすというのはなかなか難しいということが分かっております。効果が期待できるとすれば、バードストライクが起きた後で風車の稼働の制限等をするなどの順応的管理を行うですとか、アセスメントの結果によって、風車の位置、配列を工夫するということかと考えます。そして、鳥類にとって重要な場所での風車建設を避けるルール作り、いわゆるセンシティブティマップ作りがもっとも、風車による鳥類への影響を避ける最善策と我々は考えております。

次、お願いします。センシティブティマップですが、これは風車を建てるに鳥に影響が出そうな場所を地図化したものです。左上、ドイツのラインラントプファルツ州の鳥類のセンシティブティマップです。ここで何かしら色がついているところは、風車を建てるのにかなり制限を受ける場所です。希少鳥類の繁殖地ですとか渡り鳥のコースです。イギリスでもセンシティブティマップが作

られていまして、青とか紫の場所では風車が建てにくいということになっています。

ドイツでは風力発電の導入に関するゾーニングもされていまして、この地図はブランデンブルグ州のある地域で鳥だけではなくて、いろいろな要素を加えて、ゾーニングした結果ですが、この色のついている青い色のところにしか風車は建てられません。このようにゾーニングをすると、一見、風車を建てる場所はあまりないように見えるのですが、実際にはドイツではこのようなゾーニング制度の下で風力発電の導入がかなり進んでいるということです。

次、お願いします。先ほどの環境省の資料にもありましたように、ゾーニング等については環境省でも今後進めていくということですので、ますます注目されていくものと考えます。

次、お願いいたします。海外の風力発電に係るアセスの規模要件ですが、先ほど5万キロワット以上のところの例を示されたかと思いますが、実際には、カナダやフランス、オランダ、イタリア、デンマーク、スウェーデンなど、規模要件が5万キロワット以下、または日本と同等ぐらいの国がたくさんあるわけですが、その中でもデンマークやオランダでは風力発電の導入が非常に進んでいるわけです。

次、お願いします。まとめますと、基本的に鳥をはじめ、恐らく景観などもそうだと思うのですが、風車による環境影響、特に鳥類への影響の有無というのは、規模よりも立地選定によるものが大きいということです。そして、ゾーニングや戦略アセスで、最初に風車の立地を選定してしまうことが、事業者にとってもメリットになるのです。自分たちで環境影響あるかどうかを調べなくても、ゾーニングの段階である程度は国や自治体、または民間団体により配慮されているからです。

アセスの実施義務自体が風力発電導入の妨げになっていないのではないかと考えるわけです。今お話しした鳥類への影響も、基本的には自主アセスの結果として生じているものです。ということで、規模要件の引上げということではいいますと、やはり事後調査の結果を十分に積み上げて、ほかの法律等の整備を進めながら、全国的なゾーニングですとか、もしくは戦略アセスを導入するなどして、そういった法制度等をきちんと整備してから議論されるべきじゃないかなと思います。

5万キロワット以上を法アセスの対象にした場合に、果たしてどれだけ風力発電の導入が進むのかということもよく分かりませんでした。また、海外では、日本より、このアセス法に限らず、自然保護に関する法律はもっと厳しく、規制を受ける状況でも導入が非常に進んでいるということです。ぜひ、風力発電業界側は導入量だけではなくて、そういった法制度や環境規制についても海外の事例を参考にすべきだと思っています。アクセルとブレーキの両方があって、それが日本よりもうまく機能しているからこそ、欧州各国で風力発電の導入が進んでいるのです。

以上です。

【大塚座長】

ありがとうございました。

それでは、資料3-5でございますが、愛知県さんから御説明をお願いしたいと思います。

【永井説明員】

愛知県の永井でございます。この検討会の趣旨は、再生可能エネルギーの導入の拡大に向けた風力発電所のアセス規模要件の緩和について検討していくものと思われましますので、緩和されることを前提に意見を述べさせていただきます。

次、お願いします。これは愛知県の渥美半島です。愛知県の南部に位置し、北は三河湾、南は太平洋に囲まれた半島です。本県の中でも風況などの状況から、風力発電事業の採算性が高いとされています。このため、手続中の事業を含めて、これまでにアセス対象となった2万から5万キロワット程度の4件は全てこの渥美半島の中で実施、または計画されています。

また、ほぼ全域が三河湾国定公園や渥美半島県立自然公園といった自然公園区域内に指定されています。IBAにも指定されている伊川津であったり、汐川干潟も存在し、様々な水鳥等が確認されています。

次、お願いします。渥美半島は鳥類の渡りルートにもなっておりまして、半島先端の伊良湖岬町

は、紀伊半島への渡りの中継地点にもなっています。毎年、鷹の一種であるサシバやハチクマ、これをはじめとして、鷹以外のツミなどの小型の鳥類も観察できます。シーズンになりますと、愛鳥家や写真家たちで伊良湖岬周辺はにぎわってございます。このように渥美半島はとても貴重な自然環境や景観資源が存在する自然豊かな場所となっています。

次、お願いします。本県でアセス手続を実施している4事業に対しては、愛知県環境影響評価審査会の意見を聴きながら、主に自然環境や景観などに対する影響についての知事意見を述べています。例えば、チュウヒやハギクソウなどの希少な動植物も確認されていることなどから、専門家等の指導助言を得ながら、適切な調査・予測及び評価の手法を検討することや、環境保全措置、事後調査を適切に実施することなどを述べています。特に国定公園第2種特別地域内の2万キロワット程度の事業に対しては、動植物、生態系及び景観への重大な影響が懸念されたことから、改変を回避するよう、事業計画の見直しも言及しています。

次、お願いします。ここで本県における法と条例との関係を説明します。本県では、法の第二種事業についてスクリーニングで不要とされた事業を全て条例対象とする体系としており、法と一体的な運用としています。

なお、ごみ処理施設など、本県独自の対象事業もあります。

次、お願いします。このような背景から、まず、懸念事項です。規模要件が緩和されると、手続中の事業を含め、環境影響が想定される事業が対象外になるだけでなく、今後、規模要件未満の事業が集中する可能性があります。また、住民等とのコミュニケーションが不足する可能性もあります。こうしたことから、環境配慮の取組みや環境保全措置が適切に実施されなかったり、住民等とのトラブルの発生につながる可能性などについて懸念しています。

次、お願いします。次の懸念事項です。自治体では、法の規模要件が緩和されると条例の規模要件の緩和を検討することになります。その検討に向けては、法における緩和の合理的な内容・根拠を基に、必要に応じて、専門家会議において審議したり、パブリックコメントを実施しながら検討する必要があります。しかし、現状、著しい影響を及ぼさないという合理的な内容・根拠が示されていません。また、検討の結果、法における緩和後の第二種事業の規模よりも小さな規模を条例の対象にするということになれば、事業者にとって手続の緩和とはなりません。

この場合、法の二種事業を現行条例の対象としている枠組みから外れることになり、他の事業種を含めた全体の見直しについても検討に及ぶ可能性が出てきます。この場合には、さらに検討等に時間を要することになります。

そのほか、法の規模要件の緩和による政令の施行日が先行しますと、現行条例の規模要件以上にもかかわらず、アセス対象外となるケースが生じます。具体的には、本県の場合、7,500キロワット以上、1万キロワット以下が条例アセスの対象となりますが、1万キロワットを超えたものが緩和後の規模要件未満で対象外となってしまいます。こうしたことから条例での規模要件の見直しについて、合理的な説明がないままでは、住民や事業者等の理解が得られないことや、検討及び手続が政令の施行日までには終えられない可能性があることなどについて懸念しています。

次、お願いします。以上を踏まえ、まず、基本的な考え方の意見です。本県としては、地球温暖化対策の一環として、再生可能エネルギーの導入拡大は推進すべきと考えています。したがって、風力発電所の設置事業はより一層の推進が望まれます。しかしながら、アセス対象であるか否かにかかわらず、事業の実施に当たっては、生活環境や自然環境への保全措置が必要と考えます。

次、お願いします。そこで検討いただきたい事項を意見します。まず、規模要件の緩和に頼らない手法の検討です。

1点目として、規模要件を緩和せず、アセス手続を簡素化することで、事業促進を図れないでしょうか。例えば、調査・予測及び評価を簡略化し、事後調査でフォローすることなどが考えられます。

2点目として、先ほど環境省様から説明がありました、太陽光発電施設等に係る環境影響評価の

基本的考え方に関する検討会報告書で報告されましたとおり、環境影響は位置状況に多く依存すると思われることから、第一種の規模要件の緩和に当たって、第二種の規模要件を機械的に第一種の0.75倍に設定するのではなく、第二種の範囲を拡大し、スクリーニング制度を効果的に活用することについても検討していただきたいと思います。

また、この報告書によれば、風力発電所の規模要件について、現時点では規模要件を見直すに足りる根拠となるデータが不足していることから、引き続き議論を継続すべきと報告されています。その後の状況についてお示ししていただきたいと思います。これらの意見はアセス対象外となることで、事業者による環境配慮の取組みなどが適切に実施されない可能性があるためです。

次、お願いします。次に、規模要件を緩和する場合に明確化すべき事項です、1点目として、これまで果たしてきたアセス制度の役割も踏まえつつ、規模要件を緩和する目的や基本的な考え方について明確に示していただきたいと思います。再生可能エネルギー導入拡大のため、環境保全が犠牲にならないようにしていただきたいと思います。

2点目として、環境影響の程度が著しいものとした緩和後の規模要件について、その設定根拠を明確にしていきたいと思います。

これらの意見は、条例の規模要件の検討に当たり、自治体が専門家会議などに説明するために必要となる情報です。

次、お願いします。そして、規模要件緩和時に必要な措置です。1点目として、手続が不要となる規模の事業は、環境配慮の取組みなどや住民とのコミュニケーションの確保を担保する仕組みについて構築していただきたいと思います。例えば、FITの事業計画認定の際、環境配慮の取組みなどをしっかり審査するほか、事業者が調査、公表、住民説明などを義務づけることなどが考えられます。この意見は、全国において、風力発電所や太陽光発電所の設置が環境破壊や公害紛争で問題となっているためです。

2点目として、手続中の事業について、その経過措置の考え方を示していただきたいと思います。この意見は、規模要件の緩和によって手続が取り下げられた場合、これまでの手続で実施を約束した環境配慮の取組みなどが適切に実施されない可能性があるためです。

3点目として、規模要件の緩和に際しては、相当程度の期間を設けて、その施行時期を設定していただきたいと思います。この意見は、自治体が条例の在り方や経過措置対象事業の条例手続への移行など、政令施行日までに実施しなければならない検討や手続に相当程度の期間が必要になるためです。

次、お願いします。その規模要件の緩和に関連した意見です。自然公園は、優れた自然環境の風致景観を保護すべき地域です。しかしながら、規模要件の緩和によって、風況のよい自然公園内に規模要件未達の発電所が増加する可能性があります。一方で、自然公園内の許可基準等は抽象的なことから対応に苦慮しています。したがって、その取扱いについて整理の上、方針を明示していただきたいと思います。この意見は自然環境を守るために必要な措置であり、また、事業者に適切かつ効率的な計画の立案を促すためにも必要な対応であると考えます。

次、お願いします。最後にその他です。1点要望をさせていただきます。発電事業者のアセス図書の縦覧については好ましくない事例がございます。住民の方々からは、改善を求める声がたくさん届いております。意見を書きやすくするほか、工事中など、環境への影響を確認するときなど、住民等の理解促進や利便性の向上を図る観点から行政指導をしています、一向に改善されません。ほかの道路事業者などのアセス図書は改善が図られてございます。行政自らが公開等を実施している自治体もありますが、事業者自らが改善を図るべきと考えます。電気事業の許可権者である経済産業省様からも事業者を強く指導していただきたいと思います。

愛知県からの意見は以上です。御検討いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【大塚座長】

ありがとうございました。自治体からの様々な問題点の御指摘をいただきました。

それでは、資料3-6につきまして、北九州市さんから御説明をお願いします。

【北尾説明員】

北九州市環境局環境監視課で環境影響評価の担当をしております北尾と申します。おめぐりいただきまして、目次をお願いします。まず、規模要件緩和に対して、我々自治体で所管している条例についてどのような取扱いをするのかについて御説明した後に、実際に現在進行中のアセス手続等に係る本市の事例を御紹介させていただきます。最後に、昨年度、環境省のゾーニング実証事業の中で検討いたしました風力発電所の円滑な導入、環境影響提言に向けた検討結果について御紹介させていただきます。

次、お願いします。初めに、規模要件緩和に係る条例の取扱いについてお話しいたします。

次、お願いします。北九州市では、環境影響評価条例を持っておりまして、こちらでは工業都市である本市の特性を踏まえた工場事業場の設置事業などそういったものを対象にしており、専門家による審査の手続を規定しております。

次、お願いします。再生可能エネルギーに関しましては、法対象事業の半分を規模要件としてございます。

次、お願いします。現在検討されております規模要件緩和に際して言われておりますのは、出力1万キロワット以上を5万キロワット以上に緩和というところですが、法の半分以上というところになりますと、今、出力5,000キロワットに設定している条例の要件を2万5,000キロワットに緩和することが想定されます。こちらは先ほどもありましたように、法対象事業が5,000キロワット以上になった根拠が明確化されていることが前提となります。

この中で懸念事項としましては、特に北九州市で進めております洋上風力発電においては、バードストライクに係る事後調査等による知見が不足している。また、過去の事例では、1万キロワット未満の風力発電事業においても、バードストライクに係る懸念の声が出ている。また、5万キロワットになった際に、事業の分割によるアセス逃れの可能性が大きくなるなどの懸念事項が考えられます。こちらは各都市の地域特性を踏まえた検討が必要となってくるものと考えております。

次、お願いします。風力発電アセスです。今、本市で進行中の事例について御説明させていただきます。こちらは先ほども日本野鳥の会さんの一覧の中にも掲載されておりました本市の白島という島の沖で進んでおります、洋上風力発電の事業の事例になります。規模としては、2基で9,900キロワットということで、法の第一種の要件未満のものになります。場所は白島沖、こちらは一般海域なんですけれども、福岡県の鳥獣保護区特別保護地区の指定を受けており、日本で数か所しかないオオミズナギドリの貴重な繁殖地として保護区となっております。

現在、手続は、方法書手続まで完了しております。こちらに関しては、オオミズナギドリに関するバードストライク等の懸念があることから、夜間におけるオオミズナギドリの飛翔経路などをきめ細やかに把握することや、繁殖状況をさらに調査することなどの市長意見を提出しております。

このように規模が小さくても、設置場所によっては、環境への影響が懸念されるということで、本事業は、規模要件緩和時には対象事業から外れる可能性があるということで、それぞれ個別の自治体において、要件緩和については慎重な議論が必要だと考えております。

次、お願いします。こちらは、一方、同じ再生可能エネルギー、太陽光発電の事例についても様々な住民トラブル等が報告されており、環境省でもガイドラインを定めたところですが、本市においては、小規模な事業においても、環境への配慮や住民への説明不足によりトラブル等があることから、本市独自のガイドラインを策定して、令和2年1月1日から運用を開始しております。対象事業は、10キロワット以上の事業用の太陽光発電施設となっております。内容は、国のガイドラインと同様、地域住民への説明や環境配慮事項によるチェックリストでの確認と併せまして、地域特性として、自然公園や鳥獣保護区など示した地図を掲載しております。風力発電においても、規模要件を緩和した場合には、自治体によっては、このようにガイドラインを定めて対応してくる事例もあるのかなと考えております。

次、お願いします。このように風力発電推進に向けては、迅速化や規模要件と併せて、環境保全の観点からも課題があります。

まず、風力発電の推進に向けては、バードストライクや洋上の水中騒音など、不確実性の高い項目や調査対策手法について知見が不足していることが挙げられます。また、法の規模要件を緩和した場合には、条例を所管する自治体は地域特性を踏まえた検討をすることになります。導入を加速するためには、要件緩和に加えて、さらなる環境保全措置や利害関係者の理解を促進する仕組みが必要と考えております。

このような視点から、本市ではゾーニング実証事業の中で、令和元年度に洋上風力導入における環境影響評価制度の在り方について検討を行ってきました。

次、お願いします。まず、先ほどの課題の1点目なんですけれども、こちらの知見の不足に関しましては、冒頭、環境省さんの資料にもありましたように、事業調査結果やアセスメント図書を一元的に公開する仕組み、こちらが非常に有効だと考えております。こちらはぜひ進めていただきたい。併せて、海外の最新事例もいろいろ一元的に確認できると、事業者やコンサルタントが利用できるようになるので、こちらについては御協力いただくと非常に助かります。

次に、検討会で検討してまいりました風力発電所の円滑な導入・環境影響低減に向けた提案をさせていただきます。これまで発表されてきた皆さん、おっしゃってございましたように、環境影響を回避するためには、規模にかかわらず、ゾーニングというものが非常に重要になってきます。ただ、ゾーニング事業を有効に活用するためには、法的な制度などに位置づけることが必要だと考えております。

次、お願いします。一方、洋上風力においてですが、利害関係者の調整等を図り、推進する仕組みとして、再エネ海域利用法があります。こちらによって、関係者が漁業者等で構成する協議会の中で調整が進んでいく仕組みとなっております。

次、お願いします。解決策の検討として、現行の制度としては、初めに、まず、再エネ海域利用法の促進区域の指定が行われた後、事業者が公募された後に、占用の許可において環境アセスメントという流れになります。このような仕組みの中では、公募により決定した事業者が占用許可後にアセスを行うこととなりますので、促進区域で重大な環境影響を生じると予測されれば、事業実施が困難になります。こちらの問題点としては、ゾーニング事業が正式な手続として位置づけておらず、自治体の判断に委ねられていると。促進区域の指定基準に環境影響に関する項目が入っていないということがあります。

次、お願いします。このような問題点を解決するために、ひとつ考えてみました。再エネ海域利用法の決定の際に、並行してアセスメントを実施するような仕組みがないかということで、御検討いただきたい内容です。こちらは環境影響評価法の第38条の6等に記載されております都市計画の特例を活用します。こちらは対象事業が市街地開発事業として都市計画に定められる場合等は、事業者によって都市計画決定権者が環境影響評価等の手続を行うこととなりますので、都市計画決定後にアセスの結果による修正が入らないというデメリットがあります。

次、お願いします。このような考えを適用しまして、都市計画の例外規定の考え方を、促進区域の事業が行われる場合に適用し、促進区域の決定権者が事業者によって、ゾーニングの結果を踏まえ、アセスを行う。このような仕組みを考えました。したがって、促進区域の決定の中で、まず、ゾーニング事業が位置づけられ、さらに並行して、アセスメントが行われることで、利害関係者の調整も含め、このような形となります。

これは欧州におけるエリアを定めて、必要な手続を済ませた上で、発電事業者を決定するセントラル方式に近い形となります。

次、お願いします。このような制度のメリットとしては、促進区域の指定手続にゾーニング及びアセス結果を活用することで、事業実施後の重大な環境影響の回避につながると。さらに、同一海域での複数事業者による重複した環境アセスや前倒環境調査実施時の調査のやり直しのリスクが避

けられる。さらに、セントラル方式により、国が主導して、ゾーニング及び漁業関係者等、利害関係者とのコミュニケーションを図る制度が確立でき、円滑な洋上風力発電の導入につながると考えております。こちらの考え方は、再エネ海域利用法がない陸上にも同様の制度で利用できると考えております。

以上をまとめますと、今、迅速に高い目標を掲げ、進められている再生可能エネルギー導入におきましては、自然環境保全が適切に図られていることが重要だと考えます。各地において、個々の事業者がアセスを行うのではなく、国が責任を持って実施することでアセスの精度も上がり、データの一元管理によって、アセス高度化の高循環が生まれると考えております。このような枠組みの中で、脱炭素社会の実現の加速と自然環境保全の両立が図られてくるものと考えております。

次、お願いします。今、資源エネルギー庁さんの官民協議会等でセントラル方式の議論が行われております。このような取組みの中にぜひ環境アセスも組み込んでいただければと考えております。

以上で発表を終わります。

【大塚座長】

どうもありがとうございます。新しい提案も含めて、どうもありがとうございました。それでは、ここまでの御意見を踏まえて、19時30分頃まで、本当に少ないですけども、質疑の時間を設けたいと思います。こちらから指名をさせていただきますので、順番にお願いしたいと思います。質問に際しましては、時間も押しておりますので、簡潔にお願いしたいと思います。

では、まず、会場にお越しの片谷委員からお願いしたいと思います。申し訳ありません。最初に申し上げておくべきだったかもしれませんが、恐れ入ります。よろしいでしょうか。

【片谷委員】

これは今、御発表いただいた方のどなたかを指名して質問したほうがよろしいんですか。

【大塚座長】

はい。そういうことです。

【片谷委員】

それでは、一番最初の眞鍋さんにお尋ねさせていただきますけれども、今、5万キロにして、1万キロから5万キロの間をスクリーニング対象とするというお話だったわけですが、ほかにも地方公共団体からのお話にもありましたけれども、地方公共団体が国の規模要件の半分という定め方をしているような場合には、かなり微妙な話が出てくるかと思うんですけれども、まず、その辺り、条例の制度的な面について、風力発電協会さんではどのようにお考えになっていらっしゃるのかをお尋ねしたいと思います。

【大塚座長】

二、三人まとめてお願いしたいので、申し訳ありません。では、勢一委員、お願いします。

【勢一委員】

貴重なお話ありがとうございました。私からは大きく2つ質問させていただきたいと思います。1つは、日本風力発電協会さんと自然エネルギー財団さん。このお二方が具体的な緩和の基準を明示していただきました。5万キロワットですね。ほかの国でそのような基準があると。それにそろえるような御指摘かもしれませんが、日本の中で、この5万キロワットに緩和して支障がないであろうと御主張される根拠について、少し具体的にお知らせいただきたいと思います。自治体側からの疑問もあったところですので、それはもう少し知りたいと思いました。

あともう一つは、これは自治体2つにお聞きしたいです。仮に法の規模要件の緩和がなされた場合に、当然、地域特性を踏まえて条例等改正を行う必要がありますが、条例等の改正を経て、制度運用が可能になるまでどのぐらいの期間がかかりそうでしょうかという、あくまでも仮の見通しを教えてください。

併せて、ゾーニングの話が出ました。ゾーニングを実施するとしたらどのような課題があるのか。また、ゾーニングを行った後に、それを活用する場合にどのような課題が考えられるのか。今の感

触で構いませんので教えていただければと思います。

以上です。

【大塚座長】

では、すみません。もう一人お願いしますが、ウェブのほうになりますけど、荒井委員、お願いします。

【荒井委員】

貴重な御報告ありがとうございました。感想として、まず、最初は、規模要件設定の根拠は非常に重要だというふうに感じました。自治体さんもおっしゃっていましたが、そこは重要だなと思いましたのと、あと、アセス自身が合意形成ですので、その点について、JWPAさんと自然エネルギー財団さんに伺いたいと思います。

まず、JWPAさんに、事後調査の収集をされているということで、実は景観のほうというのは、事後調査の報告というのがあまり伺ったことがないので、それがどれぐらいまで集められているのかということと、あと、愛知県さんからも自然公園における設定のお話がありましたので、そこら辺に関する事後調査の収集というのは進んでいるのかということをお伺いしたいと思います。

あともう1点です。こちらでもJWPAさんと自然エネルギー財団さんに伺いたいんですが、やはり合意形成が必要だということは2つの団体さんともおっしゃっていました。実際には合意形成を行っていくときにどのような方法があるのかというのはもう少し具体的に伺いたいなと思いましたので、何か具体的な事例等ございましたら教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【大塚座長】

では、この辺で一旦切って、お答えいただきたいと思います。まず、風力発電協会さんに関して、片谷委員、勢一委員、それから、荒井委員それぞれから御質問ございましたので、お願いしたいと思います。

【眞鍋説明員】

まず、都道府県の条例に関して、法アセスの改正があったときにどういうふうに対処するかということに関しましては、我々としては、地方分権の時代でございますので、各都道府県にしっかり法改正が行われた背景を説明して、各都道府県の考え方に沿って法改正をお願いしたいということで、お願いしていきたくて思っております。

次に、5万キロワット以上の根拠に関しましては、太陽光発電、改変面積で4万キロワット以上ということで規模要件が設定された。精緻にまだ検証されていないんですが、我々もそれに準ずれば、5万キロワット以上で問題ないのではないかとということで検討させていただいております。

それとあと、繰り返しになるんですが、規模要件ではなく、我々、先ほど自然保護団体の方からも出ていますように、地域によって影響の度合いが変わってくると判断しておりますので、逆に規模要件、タスクフォースでも政策統括官からも話があったんですが、規模要件はないという考え方もあるのではないかと思っております。しっかりスクリーニングして、環境に重大な影響を及ぼすということに対して、御意見いただいて、環境影響を低減できるような方策をしっかりやっていくというプロセスが踏めれば、実を言うと規模要件ではなくて、風力発電というのは、地域の特性に応じてやるべきではないかというふうに我々思っております。

アセスの合意形成が最も重要であるというのは、我々、事業を推進していく者にとって痛いほど感じております。地域の住民の方々、いろいろな様々な方々の合意形成なくして、この事業は成り立たないということを痛切に感じておりますので、我々としては最も大事にしているところでございます。

それでアセスの合意形成に関しては、例えば、我々としては、自主アセスのときも市町村が指定する有識者の御意見をしっかりお伺いして、反映した形で事業を推進したというケースもございますので、それに関してはアセスの対象によらず、しっかり有識者の御意見を公開していく。情報を公開して、さらに御意見をいただくということを推進していきたいと思っております。現状、やは

り情報をしっかり公開し、御意見を聞くということをやらないと、もう事業そのものを反対されてしまうので、これは法アセスにかかわらず、しっかりやっていくべきものだとは認識しております。自主ガイドラインにも定めております。

あと、事後調査をどのぐらいやっているかということで御質問があったんですが、すみません。他の事業者がどれぐらいやっているかということでは把握していないんですが、法アセスの対象に関しては、最後、評価書を定める段階で、全て事後調査が義務づけられますので、今やっているとございます。自主アセスの頃からも含め、自主アセスのものも、条例アセスのものも、我々としては、重大な影響が生じるという御意見をいただいたところです。先ほどと繰り返しになりますが、そういうことに関してはしっかり事後調査をして、報告書を取りまとめていくというような状況でございます。ホームページのほうには、繰り返しになりますが、69報告書を今、掲載させていただいているというような状況でございます。

以上でございます。すみません。抜けがありましたら。

【大塚座長】

規模要件が必要ないというふうにおっしゃいましたけど、今、規模要件を上げるという御要望もなさっていると思うんですけど、それとの関係ではなかなかわかりにくい話になりそうなんですけど、その辺はどういうふうに考えたらよろしいでしょうか。

【眞鍋説明員】

意見を端折ってしまい申し訳ありません。適切なスクリーニングが機能していればという意味でございます。そうすれば、規模要件を外すという考え方もあるのではないかなというようにことで述べさせていただいております。

【大塚座長】

はい。どうもありがとうございます。

では、自然エネルギー財団さんに対しても御質問ございましたけども、勢一委員から御質問がありましたし、荒井委員からも御質問がありました。いかがでしょうか。

【大林説明員】

どうも御質問ありがとうございます。やはり規模要件の問題とどういうふうに住民とコミュニケーションを取っていくのかという御質問があったと認識しております。まず、最初の規模要件の問題なんですけれども、私ども、海外の事例といたしまして、5万キロを例示させていただいておりますけれども、必ずしも5万キロに設定するという言い方はしていないと思っております。こちらのほう、注目されたのかと思います。ただ、海外の事例では5万キロ以上としているのだが、下の部分に関しては、簡易的なアセス、こちらは自然保護団体の方々がおっしゃっていた戦略的アセスと同じような趣旨で私どもは基本的には使っておりますけれども、簡易的なアセスの規模要件というのは下限がないということでやっておりますので、こういった方法が必要と考えております。

ただ、やはり規模要件を上げるということに関しましては、事業者が何らかの目安を置いて事業に取り組むという、そういったことが必要ですので、ある程度を上げていく。1番ではなくて、上げていくということが必要かと思えます。

繰り返しになりますが、環境保全の観点から簡易アセス、戦略的アセスを導入するべきと思っておりますし、これは繰り返し指摘されておりますように、規模によらず、立地による影響であるので、本旨は基本的には下限値を設けないという形になるかと思えます。スクリーニングに関しては、そういった上げられた規模要件未満のものについて、法アセス、簡易アセス、どちらなのかを判断するように検討していけばと思います。現在のスクリーニングはある程度機械的に行われていると判断しておりますので、こちらのほうには、例えば、事実上、環境省の関与を行うことによって、法アセスなのか、簡易アセスなのかという形で取り上げていくということが必要かと思っております。

あと、住民との意見交換の在り方なんですけれども、こちらに関しましては、やはり事業者が今、

全ての事業をいろいろ進めていく上で、風力発電に限らず、住民説明会というものが行われていると理解しておりますけれども、そういった説明会ではなく、意見交換会というのを自治体とともに設定して、ヒアリングを行っていくと、そういったような事例が必要かと思っております。これは簡易的なアセスメントの手続の中でも、地域での公聴会、アセス情報の公開手続などを備えていて、義務づけていくということが必要かなと思っております。

以上です。

【大塚座長】

ありがとうございました。

では、愛知県さんに関して、勢一委員から御質問ございましたけれども、いかがでしょうか。

【永井説明員】

愛知県の永井でございます。規模要件を緩和した場合の条例改正の期間という御質問と理解してございますけれども、法の規模要件の緩和について、どれぐらいの規模にという検討結果にもよりまされども、専門家会議、県条例の改正ということになりますので、条例制度を改正するに当たって、専門家会議での審議であつたりだとか、パブリックコメントを実施するというようなことも必要かと思えます。会議であれば、最低3回程度は開催する必要があるとございますし、パブリックコメントを実施するというようなことになれば、その実施なり、取りまとめに2か月程度かかるかなと。そういうようなことから、法の規模要件の緩和による、政令の公布日からということの期間になりますけれども、公布日から最低でも半年程度は必要かなと考えてございます。

それから、2点目のゾーニングの課題ということかと思えます。ゾーニングの課題としましては、規制側による調整が行われているというような現状がございますので、ゾーニング上、促進エリアであつたり、調整エリア、保全エリアというものがありますけれども、規制側による調整が行われるというような状況から、この保全エリアのみのマップになってしまって、いわゆる規制マップになっているんじゃないかなというようなことが、ちょっと課題かなと感じてございます。

以上です。

【大塚座長】

永井さん、次のときはもう少しゆっくりしゃべってください。オンラインなので、少しゆっくりしゃべってください。すみません。

では、ほか。北九州市さん、お願いします。

【北尾説明員】

北九州市でございます。法の規模要件見直し時の条例の改定の期間ということでございますけれども、愛知県さんと同様、やはり有識者による専門家会議を3回ぐらい行った後に、パブリックコメントを行った後に議会等で手続を取ったところで、やっぱり半年から1年ぐらいは必要ではないかと考えているところです。もちろん法的根拠とかそういったところが明確になればとの条件付でございますので、もしその辺が不確定であれば、もう少し時間がかかるかなと考えております。

次にゾーニングの課題についてでございますけれども、私どものお話の中でも指摘させていただいたところですが、ゾーニング事業自体が何か制度にひもづけられていないというところは考えているところでございます。なので、ゾーニング事業を、例えば、促進区域の指定の基準の中にそういった環境影響を提起していただいて、協議会の中で協議を図っていく。そういう仕組みがあれば、ゾーニング事業が適正に行われて、環境影響の低減が図られて、迅速に手続が進んでいくのではないかなと考えております。

以上です。

【大塚座長】

どうもありがとうございました。

では、ほかの委員に移っていききたいと思います。関島委員、お願いします。

【関島委員】

新潟の関島です。今日話を聞いていて、基本的には、風力発電協会さんも含めて、風力発電を推進する側と、また、自然保護団体の方たちの中で対立しているというような形ではなくて、情報の共有も含めて、大体どこが問題なのかということは理解し合っているんだなと分かりました。最初は規模要件を引き上げることによって、アセスの手続をなるべく避けたいというような希望があるのかなと思っていたんですけども、やはりそうではなくて、基本的には、問題自体は、規模ではなくて、適正な立地、配置といったところが非常に重要なんだということは理解し合っているということが分かりました。

この中で、風力発電協会さんからスクリーニングの話ですね。規模要件を引き上げたときに、これまで法アセスの対象になっていた事業を第一種事業としてスクリーニングに回していくというようなことが提案されてきましたので、個人的には、スクリーニングは十分機能するのかどうかといったところが不安が残ります。現行の法アセスの中でも、1万キロワット以上で対処する中で、実はそこにも課題があって、例えば、配慮書。これが配慮書が実質化しているかという、私はあんまりこれは実質化していないと思うんですね。この配慮書を実質化していく、戦略アセスとして実質化していくことによって、適正な場所でのアセスに関しては、アセスの簡略化も含めて、迅速化を図っていくという方法もあるだろうし、恐らく手戻りのリスクも少なくなってくると思うんですね。そういった意味では、配慮書の段階で、今、環境省が進めているようなセンシティブティマップ等を含めたEADASの情報を活用した形で、適正な場所に事業が計画されているかどうかを検討していくという前段階をしっかりと機能させるといったところが私は大事なんじゃないかなと思います。

現状はどうかというと、私も今、経済産業省のほうで審査する立場にあるんですけども、環境省がアラームコールを出しているエリアに対して、事業計画がここは出てきます。実際、例えば、センシティブティマップを例にすると、センシティブティマップなどもアセス図書の中に紹介されていきます。ただ、それは紹介で終わっていて、そこで事業を組むときに、例えば、それが非常にランクの高いところですね。鳥の衝突リスクが高いところに計画があった場合に、それをただ記載するだけであって、それに対してどのような対処をしていくかといったところの計画にはなっていない。そういった意味では、今、環境省が考えている、この導入の考えですね。そういう情報を使って、適切に誘導していくといったところがあまり事業者が十分理解できていないのではないかなというところが1点あります。それに対してコメントいただきたいと思います。

もう1点、先ほど風力発電協会さんのところで、「取り組みの現状と課題」といったところの1番ですね。「事後調査データ共有化の仕組み継続運用」といったところで、事後調査等の事例の収集の継続、それから、順応的管理手法導入を検証しているということですが、私はこれはすごい重要だと思うんですね。ところが、実際、アセス図書の中で事後調査といったところは確かにやられるんですけども、やっぱり事後調査の重みというか、負担といったところはやっぱり事業者さんのほうにあって、事後調査をなるべく簡略化していくという方向に動いているんじゃないかと私は思うんです。

そういった意味では、やっぱり事後調査をしっかりとしていかないと、そういったところの仕組みが機能しないということと、あと、順応的管理手法ですね。私も前、NEDOの事業で順応的管理手法の導入を積極的に進めるべきだ。それはアセスが精度があまり高くないんですね。現行のアセスの中で、例えば、鳥衝突であれば、鳥衝突を予測するというのはかなり難しい。そういった意味で、やっぱり供用後の、運用後の対処。モニタリングをしっかりとすることで対処していく。そういった順応的管理手法の導入を積極的に進めるべきというように提案させていただいたんですけど、じゃあ、その順応的管理手法を進める上で何が大事かというと、事後のモニタリングなんですね。そういったところを積極的にやっぱりアセス図書の中に組み込んでいただくといったところは重要だと思っています。

コメントと質問になりましたけども、よろしくお願いします。

【大塚座長】

はい。後で風力発電協会さんからゾーニングについて、十分理解されているかという点と、今の事後調査及び順応的管理の点について伺いすることにしたいと思います。

もう一人、田中委員、お願いします。

【田中委員】

ありがとうございます。田中です。それでは、風力発電協会と、それから、愛知県、北九州市に簡単な御質問をそれぞれ1個ずつお願いしたいと思います。

まず、風力発電協会の真鍋さんですが、今回、いわゆる1万から5万にという御提案をいただいています。第一種事業を5万キロワットとすることによって、これまで1万以上が第一種事業であったんですが、1万から5万に引き上げるに当たって、環境影響の根拠はどんなことがあるんでしょうか。つまり、5万という場合に、何か環境影響の出方みたいな根拠はあるんでしょうか。これが1点目です。

関連して、そこに共通する問題として、もう一つ、1万でこれまで法アセスを運用してきたわけですが、仮に5万に引き上げた場合に、その間はスクリーニングをするというお話がございました。例えば、スクリーニングの判定で落ちたもの、法アセス手続きの対象外とされた事業についてはどのような対処のことをお考えになっているか。これはお尋ねしたいと思います。

そして、愛知県さんですけれども、先ほど、条例手続を風力発電の場合にはたしか7,500以上でしたでしょうか。法アセスのスクリーニング判定で著しい影響がないと除外された事業を条例アセスの部分を対象にされていると理解しました。そこでお尋ねですが、法のとときには、いわゆる配慮書から方法書、準備書、評価書、最後は報告書ということで5段階の重厚な手続をされていますが、自治体でそのような、端的に言えば法アセスの対象外となるような規模要件の事業に対して、法と同様の重厚な、多段階に及ぶ手続を課すことによって、御負担であったり、デメリットはないでしょうか。もう少し条例アセスの手続が見直されてもいいのではないかという印象があるものですから、その点についてお尋ねします。

3点目は、北九州市さんにお尋ねです。北九州市さんは、条例アセスの対象を、機械的に、法アセスの規模要件の半分として設定されています。風力発電であれば、法アセスは1万と、その半分の5,000以上。5,000から1万の間で法アセスにかからないものを対象にする、そういう整理をされていたという理解でいいでしょうか。

そうすると、今回、仮に法アセスの第一種事業を5万にしたときに、機械的に2万5,000に引き上げるという選択なのか。それとも、従来は条例アセスでは5,000以上としてきているので、5,000以上をそのまま転記すればいいのではないかと。つまり、条例改正をしなくてもいいのではないかと思いますものから、そうした規模要件を引き上げるということかな。法の一種事業に合わせて引き上げるという具体的な対応とするのか。併せて、もし2万5,000に引き上げた場合に、5,000から2万5,000の間をどのような形で埋めるのか太陽光発電については小規模アセスのような環境配慮チェックリストをお考えになっているということですので、そのような工夫の余地はないのかということをお尋ねしたいと思います。

長くなりましたが、以上です。

【大塚座長】

どうもありがとうございました。

では、風力発電協会さんから、まず、今の関島委員と田中委員の御質問に関してお答えいただければと思います。

【真鍋説明員】

御意見、御質問ありがとうございます。まず、ゾーニングマップを理解しないという事業者に対してどのようにしていくかということで、我々も各事業者の動き、懸念しておりまして、何か問題

があるとやはり風力発電の普及拡大を阻害するというので、そういうことも含めまして、我々としては、各企業が事後調査した報告書の事例を風力発電協会のホームページにアップして、よく見て、問題のある地域に関してはしっかり対処する、事業を避けるとか判断していただきたいということで、ガイドライン等を作ったり、報告書をアップしております。

次に、事後調査に関しまして、本当に先生方の御意見をしっかり聞いて充実させていただきたいと思っております。私も協会も、事後調査の結果、事実を事実として把握して、しっかり説明していくことが重要であるということを非常に痛感しておりますので、これに関しましては、またいろいろ御意見を聞いて充実させていただきたいと。まだ至らぬところがあると思いますので、しっかり充実させていただきたいと思っております。

また、順応的管理に関しては非常にありがたいと思っております。バードストライクが実態として起きた場合に関して、我々、例えば、渡り鳥の季節に関しては風車を止めるとか、こういう形でしっかり社会的責任を果たす対処をしながらやっていきたいと思っております。風車が建つ前に、懸念されていると言っても実証することがなかなか難しいところがございますので、これに関しては、順応的管理でやらせていただけると、コストの削減と期間の短縮につながると思っております。

次に、1万キロワットから5万キロワットの根拠ですね。根拠に関しましては、先ほどからお話しさせていただいたんですが、もう確たる、客観的に提示できるところがないのがお恥ずかしいところなんです、やはり改変面積、太陽光発電の決まったときの100ヘクタールという改変面積を風力発電に相当すると、5万キロワット以上が適切ではないかと。しっかり説明を果たせないんですが、そのようなことを考えながら、我々としては5万キロワットぐらいが諸外国と比較しても適切ではないかということで、意見させていただいております。

次に、スクリーニングの対象に関して、我々としては、今日、自然保護団体の方々より御意見いただいたように、かなりセンシティブな地域とかエリアというのが我々としても分かってきましたので、バードストライクの事後調査などを行っているところでございますので、こういう事例をしっかりスクリーニングに盛り込んで、市町村の御意見を、実際見られている市町村の職員の方々の御意見、有識者の御意見、地域の有識者の御意見をしっかり聞いて、スクリーニングに反映させていきたいと思っております。

私のほうからは以上でございます。

【大塚座長】

ありがとうございます。

では、田中委員の御質問に関しまして、愛知県さんからお願いします。

【永井説明員】

愛知県でございます。いわゆる条例の関係になるかと思いますが、本県の場合、法の第2種事業についてスクリーニングで不要と判定された事業を全て条例対象にすると、拾い上げるという体系を取っております、法と一体的な運用としてございます。愛知県が用意しました資料3-5の5ページに書いてあるとおりなんですけれども、こういった条例は二種相当を条例で拾うというような仕組みになってございますけれども、今まで風力発電事業につきましては、4件の事例、実際の手続というのは終わったもの、計画中のもの、ございますけれども、4件は全て法対象ということで手続をしてございますので、特に自治体、愛知県として事務の負担が生じているとか、そういうようなことの実態はないというような状況でございます。

以上です。

【大塚座長】

田中委員の御質問は、自治体の条例では必ずしも法と同じような重いものでなくてもいいのではないかという、事業者にとって負担になるんじゃないかというような御質問だったんですけど、その点に関してはいかがでしょうか。愛知県さん。

【永井説明員】

特に負担になるというようなことはないと思うんですけども。すみません。

【大塚座長】

多分田中委員の御質問は、規模要件が、規模が法よりも少ないので、法と同じような重厚な手続にするのは必ずしも適切ではないんじゃないかという御質問だったんですけど、その点はいかがですか。

【永井説明員】

愛知県の場合ですと、法と同じ、要は、一種は当然法で行われまして、二種について不要と判断されたものを条例対象とするというような体系を取っていますので、特に法以上に規模を下げていくというような規模要件を設けているわけではないものですから、特にそれを事業者さんに向けて、より負荷をかけているというような条例体系にはなっていないということでございます。

【大塚座長】

では、さっきの話だと、実際には条例の対象のケースは少ないということですかね。

【永井説明員】

そうです。4件、今まで実績ありますけども、条例として手続をしているものは、今、実績ないです。

【大塚座長】

仮にあるとするとどうかということが、田中委員が聞きたいことだと思うけど、それはあんまりお考えになっていないのでしょうか？

【田中委員】

座長、ありがとうございます。そういうことですが、今の愛知県さんの御回答で大体状況は分かりました。

【大塚座長】

ああ、そうですか。はい。分かりました。

【田中委員】

愛知県としては法と同じものを運用していくという、そういう方針だと理解をいたしました。ありがとうございます。

【大塚座長】

はい。ありがとうございます。

では、北九州市さん、お願いします。

【北尾説明員】

北九州市です。法が緩和されたときに、機械的に法の半分にするかというところなんですけども、本市といたしましては、やはり御紹介した法未満の要件、状況等も踏まえ、専門家の意見も踏まえた形で決めたいと、こういうふう考えております。現状、具体的にはどの辺りがいいという話もないんですけども、ガイドラインの活用につきましても、やはり第一種のスクリーニングの要件がどれぐらいになるかと、その辺りも踏まえまして、ガイドラインがいいのか、実際に条例を上げない方がいいのか。いろんな選択肢があると考えておりますので、現状、そういった事例や専門家の御見解も踏まえて検討していきたいということでもあります。

【大塚座長】

法律が5万にもしたら、条例は2万5,000にされるかというのが田中委員の質問だったんですけど、それはどうなのでしょう。

【北尾説明員】

そこは現時点ではすぐに2万5,000にするというものではないと考えております。

【大塚座長】

分かりました。ありがとうございます。

では、30分過ぎてしまっって申し訳ないんですけど、45分までには何とかしたいんですが、もう少

し延長させてください。誠に申し訳ありません。

では、阿部委員、お願いします。

【阿部委員】

本日、いろいろ御紹介していただきまして、事業者さんからは、規模要件の緩和を前提にして、どういことをやっていったらいいかという話と、保護側からは、規模要件に対してはいろいろ懸念事項もというお話をしていただいたと思うんですけども、特にバードストライクに対しては、御紹介があったように、ちょうど今、規模要件の対象になっているような1万から5万のところでも結構あちこちで問題になっているところというのもありますし、恐らく事後調査でもいろいろ上がってきているんだと思うんですけども、単に、規模がどうかというよりはやはり立地の問題というか、地域特性とか立地の問題というのは非常に大きいとは思うんですけども、それぞれ事業者さんと、あるいは保護を求めるほうの立場から、この立地の問題、要は、スクリーニングとかゾーニングということにつながってくると思うんですけども、立地の問題を考えていく上で、いろいろ情報も今集まってきていると思いますので、どういった情報を整理して、スクリーニングあるいはゾーニングを行っていけばいいのかということを、まず、今回、風力発電協会さんのほうに事業者サイドから、保護サイドから野鳥の会さんにお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【大塚座長】

ありがとうございます。

では、錦澤委員、お願いします。

【錦澤委員】

ありがとうございます。3点あるんですけども、1点は、自然エネルギー財団の大林さんのお話の中で、課題解決の方向性として、コミュニケーションの手段を充実化していくというのは、私も同じ意見で、もう一つ、簡易アセスメントというのを、検討を開始すべきだと書かれていて、この簡易アセスメントというのは、アメリカでやられているようなNEPA型の、何ていうか、通常のアセスに近いような形のものを指しているのか。この簡易アセスメントと言われている内容について、もう少し教えていただければと思います。

それから、2つ目は、自治体のお二人の方にお尋ねしたいんですけども、一つは経過措置と言うんでしょうか。実際に規模要件を緩和した場合に、自治体として、その後対応していくのにタイムラグがあるので、その間どうするかということで、やや楽観的な見方になってしまうかもしれないですけども、恐らく条例対象になっていない適地が、例えば、先ほど紹介があったような青森、秋田、岩手ですとか相当程度ありますので、現実的な動きとしては、そういった条例対象になっていないような場所での導入というのが先行すると思うんですね。ですので、そこでの適地が飽和して、その後に条例対象になっているところにも開発が進んでくるということで、恐らくある程度の時間は生まれるのではないかなと。それでもやはり規模要件を緩和した場合にかなり大きな問題が生じるのかどうか。そこについてお尋ねしたいと思っています。

それから、3点目は、これは今日お話になっている中で、皆様方、指摘されていたところで、アセス図書を公開するという。これが日本では進んでいないと。諸外国と比較するといった場合に、米国とか中国とかアセス図書が既に公開されています。ですので、それはもちろんコミュニケーションを充実させるですとか、説明責任を果たすという、いわゆる審査する側の観点というものもあるんですけども、アセス図書をもう少し共有化していくことによって、実際にアセス自体を事業者のほうも活用して迅速化していくと、そういうふうな事業者観点でのメリットというものもあると思いますので、アセス図書を積極的に公開して、もう少し共有財産というような形で使っていく、これはJWPAさんへの御質問ですけども、そういったことが検討されているか、あるいは検討する予定があるかどうか、その点について教えてください。

以上です。

【大塚座長】

どうもありがとうございます。

では、山本委員、お願いします。

【山本委員】

山本です。ありがとうございます。私は騒音の分野にいますので、その分野から今日の話を聞いたコメントと、1件、質問をさせていただきます。

騒音のほうは、どちらかというと、鳥類と同じように、規模要件よりもやっぱり立地に関係すると言われています。この7年間のアセスの中で段々分かってきたのは、ある程度立地要件を満足すれば、ほぼ問題が発生しないだろうと思っています。ちょうど法アセスが始まった頃は、騒音問題であるとか、低周波問題とかいっぱいあったんですけど、最近は随分、風力発電そのものの改良が進んでいるので、恐らく問題は少なくなっているんだろうなと思います。

そこで、JWPAさんに質問したいんですけども、基本的には、騒音は、鳥と同じように立地条件に関係するんだけど、規模要件と騒音問題としての事後調査的なもの、あるいは会員の方からの報告というのがあるのかどうか。それからもう1つ、物理的な数値としてあるのかどうか。それから、もう一つは、最初に會田さんもおっしゃっていましたが、アセス前には住民の方から懸念の声がたくさんあったということを聞いています。低周波とか騒音の問題。そういったものが結局、稼働し始めてから、規模との関係でそういったものがどのように捉えられているのかという、その現状辺りを知りたいなと思いました。これが最初の質問です。

それから、2つ目は、自然エネルギー財団さんにお聞きしたいんですけども、二種事業と判定のスクリーニングというのは一応あって、新たに判定するだけのもので、それを満たしていれば、通常のアセスをしなきゃいけないということなので、簡易ではないんだけど、先ほどおっしゃったアセスの簡易化の、簡易アセスメント、その法アセスの。簡易アセスメントの法改正に向けての検討を開始すべきとおっしゃっているのがどういう意味なのかなというのが分かりませんでしたので、その辺を一度少しコメントいただきたいなと思います。

3点目は、ゾーニングをしていけば、恐らくアセスメントはもっと簡易化してもいいんじゃないかなというふうに最近思い出しています。配慮書の時点でも、北九州市さんは代わりにやってあげるといような話がありましたけれども、同じようなことを事業者がまたやるというのはやっぱり二度手間であるでしょうし、違う業者が同じようなことをまたやるというのも、やっぱり費用の面でもむだなかなと思います。ですから、ゾーニングすれば規模要件も緩和するし、それから、簡易アセスも使っていいよというような形になればいいんじゃないかなと今、ちょっと思いましたが、これは先ほどの自然エネルギー財団さんの方に、私はそんなふうに思ったんですけども、どうでしょうかということをお尋ねしたいと思います。

以上です。

【大塚座長】

どうもありがとうございました。

私からも1点だけ絞ってお伺いしたいんですけど、風力発電協会さんと自然エネルギー財団さんにお伺いしたいんですけど、やはり今回、5万キロワットに規模要件を緩和することについての根拠を聞いておく必要があると思うんですけども、さっきあまりはっきりした答えをしていたいていませんが、諸外国との比較で、アメリカとかイギリスは5万だということが、イギリスについては議論があると思うんですけど、一応あるんですが、もうちょっと小さい国のほうが日本とは近いんじゃないかという御指摘も野鳥の会さんからはあるんですが、ここ辺りがちょっと。先ほど北九州市さんもおっしゃいましたが、緩和するときはどうやって説明するんだという話が出てきているので、何かお答えいただけるとありがたいんですけども。

以上でございますが、では、風力発電協会さんにたくさんあって恐れ入りますが、阿部委員からと錦澤委員からも最後の3点目がございましたし、山本委員からもございましたし、今、私が質問

させていただいたものもございしますが、まず、よろしくお願いします。

【眞鍋説明員】

御意見、御質問ありがとうございます。

まず、1点目なんですが、スクリーニング、ゾーニングを決める、どのような情報に基づいて判断すればいいのかということにつきまして、本当にこれから自然保護団体の方と有識者の皆様の御意見をしっかり聞いていきたいと思っております。先ほどから話が出ているように、かなりのところ分かってきていることもございしますので、例えば、オジロワシは海岸線の近いところで風車を建てると、幼鳥が餌を取りにいくときにバードストライクが起きているとか、渡り鳥は回避行動を取っているとか、そういうことが大分、事後調査の結果によって蓄積されつつありますので、しっかり御意見を聞きながら考えて、検討させていただきたいと思っております。

次に、アセスを積極的に公開する意思はあるのかということで、こちらに関しては考えております。私もこれだけ、今、アセスメントを全国で、実施している事業はないと思っても、ほかには当然、発電所はございませんし、道路などと比較してもかなりやっていますので、これは非常に、国民にとっての財産だと思っておりますが、企業で実施したものなので、なかなか公開することに対して少し意見もあるところがあるんですが、積極的に公開していこうということで、私のほうは個人的に協会の中で話しております。

環境省様とも、EADASに我々の事後調査を載せて、先ほど、一元化したらいいいのではないかなという御意見ありましたが、それに関しても今現在、相談させていただいております。環境省様から御了解いただいております、これをどういう形で一元化して、情報を公開して、しっかり皆さんの御意見をいただいていく仕組みを作っていくかということについては、今、議論をさせていただいている状況でございます。

騒音問題に関しては、規模というよりか、こちらはやはり立地でございまして、小林先生、よく御理解されている、釈迦に説法みたいな話かもしれませんが、例えば、距離でもないという言い方はちょっとあれなんです、例えば、山岳地といいますか、ちょっと丘になっていて、暗騒音が上がらないところですね。風に乗って暗騒音が上がって、それでかき消すという効果が出ない地形ですと、非常に暗騒音と風車の騒音の合成音によって影響が大きくなるということも、我々、かなり実例によって分かってきていますので、こういうことに関してかなり我々は認識をしてきておりますので、現在、事業者はしっかり気をつけて対応してきていると思っております。

そういう関係で最近、騒音問題が起きているということは、私個人はほとんど聞いておりません。すみません。ありましたら、御指摘いただければと思います。かなり実績では分かってきたということでございます。

あと、5万キロワット以上に関しては本当に申し訳ありません。しっかりしたお答えがいつもできていなくて申し訳ないんですが、繰り返しになりますが、太陽光発電の5万キロワットに準ずるといいますか、改変面積から比較しても、この程度が基準としていいのではないかなということで、5万キロワット以上がいいのではないかと、適切ではないかと判断している次第でございます。

ということでございまして、あと、5万キロワット未満に関しましては、適切なスクリーニングによって、しっかり環境に対する影響を軽減できるのではないかと、合意形成もしっかりできるのではないかと判断しているということでございます。

すみません。答え切れていないところもありますが。

【大塚座長】

御要望なさっているんですから、後でメールでもいいですから何か出していただくとありがたいと思うんですけど。

では、ほかの御意見、御質問についてもお願いしたいと思いますけども、野鳥の会さんに関して、阿部委員から御質問がございましたけども、いかがでしょうか。

【浦説明員】

野鳥の会の浦です。スクリーニングなどをするのにどういった情報が必要かという御質問だったかと思いますが、まず、それには2つありまして、スクリーニング等を行う際に立地が問題ということなのですが、日本では事後調査が進んでいない、もしくは事業者が行っているという事後調査の結果も公表されていないのですが、その事後調査によって、どういった立地でとか、どういった時期で、どういった鳥に影響が出るのかというのをきちんと把握しなければならないというのが一つあります。その上で、スクリーニングで、じゃあ、どういった立地だったらアセスするのかという話になると思います。

事後調査の方法も、日本は欧米と比べれば甘いです。日本では落ちていた死体を発見、拾うだけなのですが、欧米では、どれだけ死骸が発生する可能性があるかを予測しています。実際に落ちていた死骸の数から、スカベンジャーによる持去率や調査員による発見率または見落とし率等で数値を補正し、落ちてはいるはずの死骸数を予測したりしています。日本でも、事後調査の方法の改善、またはより適切な調査方法の徹底が必要かと思います。

もう一つが、事後調査をこれから充実させるというのは時間かかるので、そうでなければ、ヨーロッパではよく使われる、予防原則を機能させるというのがあります。それももちろんゾーニング等に生かされているのですが、例えば、基本的には希少猛禽類の繁殖地、営巣地からの半径について、オジロワシについては、ドイツのある州ですと2キロは風車を建設できません。基本的には希少種の生息地には風力発電を建ててはならないという指針が出されていて、そのような制度をゾーニングでも生かしています。

先ほど私のスライドでドイツの例を紹介しました。その中で網かけされているのが渡り鳥の経路や希少種の繁殖地なのですが、希少種の巣から半径1キロぐらいいは風車が建てられないとなっています。その範囲を知るためには、その鳥がどのぐらいの行動範囲を持つのかという情報を整備する必要があります。今、たくさんの風力発電事業でアセスをしており、準備書等々がたくさん出されており、そこには希少種がどういった行動範囲を取るかなどの情報がたくさん載っているもので、アセス図書の二次利用を可能にするなどして、それらを十分に活用できるようにする必要があります。

以上です。

【大塚座長】

どうもありがとうございました。

では、自然エネルギー財団さんに関して、錦澤委員と、それから、山本委員と、すみません。私からも質問させていただいたんですけど、いかがでしょうか。

【大林説明員】

ありがとうございます。私のほうから、まず、規模要件のことについて少し整理させていただきたいと思います。私も先ほど申し上げましたように、事業者の合理的な事業見通しを立てるために、一つの目安としての規模要件の拡大で、そこで5万キロというものも事業者のほうからは出ていると考えております。これは以前の議論のとき、10年前の議論のときに、当時、大体8割のカバー率が目安とされたと理解しておりまして、それで当時は風車も小規模だったために1万キロが取られたと理解しております。こちらでもできれば環境省のほうで検証していただければと思うんですが、しかし、現在、風力発電の規模は拡大しており、先ほど風力発電協会の資料にもありましたように、大体5万キロが8割ということで、風力発電協会としては、そちらを出しているのではないかと推察いたします。まず、規模要件に関してはそういうふうと考えております。

そして、アセス、私どもが書いております簡易アセスについての御質問いただきました。大変ありがとうございます。個人のお名前を出して大変失礼なんですけれども、私ども千葉商科大学の原科先生と意見交換させていただいておりまして、こちらのほうは、ゾーニングとかパブリックアクセプタンスのことで研究会もかつてやっておりました。原科先生に座長を務めていただいていたんですけれども、そういった観点から原科先生は、先ほど名前が出ましたNEPAの米国のやり方を

提唱されておりまして、まず、日本の場合はどうしても規模が大きいものに環境アセスを適用するというのが最初にあるわけですが、そうではなくて、ある意味で下限値をなくして、ある事業を簡易アセスの対象とするということで、スクリーニングで簡易アセスと、法的なフルアセスと振り分けていくということをやっておりますので、主に情報公開に根差した簡易アセスのやり方というのを私どもは提案させていただいております。ただ、具体的なやり方に関しましては、やはり環境省のほうで定めていただくことが適切かと考えております。

法改正の話なんですけれども、簡易アセスを設定し、それを義務づけるためにはやはり法改正が必要と理解をしております。また、そこにスクリーニングがかかってくるということになると、環境省が現在は入らない手続ですので、環境省も入った手続にするためには、法改正が必要と考えております。第一義的には、それをきちんと整理すべきと思っております。

先ほどゾーニングの話というのがございました。ゾーニングというのは全ての開発の基礎となるものです。それがあれば、確かに事業者が非常に分かりやすく選別していくことができるというふうに、私も賛成いたします。ゾーニングもずっとかなり昔から推進させていただいて、提言させていただいてきたんですが、ただ、実際にゾーニングだけではやはり難しく、地域によっては簡易アセス、そして、法アセスというか、そういったフルアセスが必要なところも生じてくるのではないかと思います。事業をまず最初にやる、最初の手がかりとしてゾーニングは非常に有効だというふうに私は考えております。

以上です。

【大塚座長】

ありがとうございました。

もう8時に近づいてしまっていて、誠に申し訳ないんですけど、自治体さんに対して、錦澤委員から御質問ございましたので、愛知県さん、まず、お願いします。

【永井説明員】

愛知県、永井でございます。緩和した場合、どうするのかという御質問だったかと思います。法の規模要件の検討結果にもよりますけれども、もし、場合によってはということになりますけれども、専門家等の意見などを聞きながら検討するということになりますので、現段階でどうするかという方向性についてはお答えができないかなと。ただ、緩和した場合には、必要に応じて、速やかに条例制度を改正する必要性はあるかなと考えてございます。

説明の中でも申し上げましたとおり、条例アセスの対象というのは、二種事業を対象にしてございますので、今現在、7,500キロワット以上、1万キロワット以下が、いわゆる条例アセスの対象となっております。ですので、1万を超えたものが条例アセスではなくなってしまう。法の緩和後の規模要件未満であるにもかかわらず、アセスの条例対象よりも高いものが条例アセスの対象から外れてしまうという逆転の現象が起こってしまいますので、そういうことがないように条例制度の改正は、当然、法の施行に合わせた形で改正をしなければならないと考えていますので、時間的余裕は、公布後、速やかに検討は始めなくてはいけないということで、先ほど申しました半年は少なくとも必要になってくるということがありますので、そういう検討期間は設けていただきたいということをお願いしたいと思います。

以上です。

【大塚座長】

ありがとうございました。

では、北九州市さん、お願いします。今と同じ、錦澤委員からの質問に対してお願いします。

【北尾説明員】

北九州市です。北九州市では、条例対象事業も法対象事業を除く、風力発電に関しては、出力5,000キロワット以上としてございますので、規模要件が大きくなった場合でも、基本的には条例にひっかって、条例のアセスとして進めていくものではないかと考えております。

【大塚座長】

そうすると、今のままでもということですか。そのタイムラグの間はどうするかという御質問だったんですけど。

【北尾説明員】

そこは並行して、愛知県さんと同じように規模要件を緩和するかどうかは検討はしていくものとなりますが、その間は条例に引っかかってしまうということになります。

【大塚座長】

どうもありがとうございました。

では、本当に8時になってしまっただけで、誠に申し訳ないんですけども、もう一巡、本当はしたいところですが、時間がございませんので申し訳ありませんが、では、(4)その他について、事務局から連絡をお願いいたします。

【事務局】

それでは、次回の検討会の日程について御連絡いたします。第2回検討会は、2月8日月曜日に開催予定でございます。準備ができましたら詳細の御連絡をいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【大塚座長】

それでは、一通りの議事が終了しましたので、事務局にお返ししたいと思います。本日の……。

【田中委員】

大塚先生、ちょっと一言、環境省に要望させていただいてよろしいでしょうか。

【大塚座長】

はい。どなたですかね。はい、どうぞ。

【田中委員】

すみません。もう最後になりますけれども、今日、環境省から御提示をいただいた資料2について、コメントさせていただきたいと思います。資料2の2ページを見ていただきたいと思います。これが法アセスが施行されて、約20年余になるわけですが、この間、法対象となって手続が実施された案件数の一覧リストになります。手続中のものと終了のものがありますが、風力というのは、実は法施行の中の約半分の施行期間であります。今、数として500弱でしょうか。ですから、発電の火力であるとか道路に比べると、これは2番手、3番手ですが、それに比べると、半分以下の施行期間にもかかわらず、これだけの案件数が実施されているということです。

そこで環境省に、いずれかのタイミングでお考えを整理していただきたいんですが、これが日本における法アセスが必要となる、あるいは対象となっている案件の一覧リストなんですね。例えば、それは環境に著しい影響を及ぼす事業ということが法の定義でされているのですが、これだけの数がある、つまり、こういうことを読み込めば、風力発電はものすごく環境への重大な影響が多い案件が多いので、このような対象数になっているというふうにも読めます。

しかし、逆に言うと、風力発電については極端には環境影響の程度がやや中規模のものまで対象にしているというふうにも読めるわけです。したがって、事業種別に見たときに、どういう規模要件の設定が一番合理的であるか。これまでの実績を考えたときに、何が合理的であるか。それを考えてみる必要があるかなと思います。

ということで、太陽光発電を検討したときに、面開発に注目して、例えば100ヘクタール程度の、言わば開発を行う場合に、法アセスの対象にする。その考え方から太陽光発電については、100ヘクタール相当であれば、発電容量4万キロワットという規模が導き出されて設定された、そういう組立てがあったと思います。

ということで、この表を見るといろいろ思うことはあるんですが、環境省にお願いしたいのは、風力発電のこの案件数から見たときに、どの水準が著しい環境影響をとらえる際に合理的であるか

という、基準の考え方ですね。環境影響が重大であるということは何か、考え方をもう1回整理してみる必要があるのではないかということを感じました。

長くなりまして、以上でございます。

【大塚座長】

ありがとうございます。重要な御指摘だと思います。最近の法アセスの9割以上が風力になっていることをどう見るかということで、いろんな見方があると思うんですけども、そういうことも含めて検討していく必要があると思います。

【田中委員】

はい。ありがとうございます。

【大塚座長】

本日のいろいろな御意見を踏まえて、さらに議論を深めて、次回、議論を深めていきたいと思っていますので、委員の先生方、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お返しします。

【事務局】

事務局の不手際によりまして、予定時間を大幅に超過してしまい、委員の皆様方、オブザーバーの皆様方、また、御視聴の皆様方におかれましては、御迷惑をおかけいたしまして、大変申し訳ございませんでした。

長時間にわたり御議論をいただきまして、誠にありがとうございます。

以上をもちまして、令和2年度1回再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会を終了いたします。誠にありがとうございました。

以上